## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成17年12月26日

【中間会計期間】 第231期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社 十八銀行

【英訳名】 The Eighteenth Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 藤原和人

【本店の所在の場所】 長崎市銅座町 1 番11号

【電話番号】 (095)824局1818番(代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 下春雄二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 株式会社十八銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)5200局1102番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 柴田浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社十八銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋2丁目3番4号)

株式会社十八銀行 大阪支店

(大阪市中央区西心斎橋2丁目1番5号)

株式会社十八銀行 福岡支店

(福岡市中央区渡辺通2丁目1番10号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

証券会員制法人 福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

(注) 東京支店及び大阪支店は証券取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	33,058	31,992	33,538	64,064	63,677
連結経常利益 ( は連結経常損失)	百万円	1,678	26,205	7,984	4,322	21,730
連結中間純利益 ( は連結中間純損失)	百万円	973	19,411	3,252		
連結当期純利益 ( は連結当期純損失)	百万円				2,091	14,027
連結純資産額	百万円	123,696	106,924	121,957	127,501	115,623
連結総資産額	百万円	2,216,716	2,156,299	2,206,758	2,234,241	2,285,372
1株当たり純資産額	円	777.75	673.97	757.81	802.16	725.69
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間純損失)	円	6.09	122.20	20.26		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円				13.05	88.32
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	5.44		18.32		
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円				11.71	
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.61	8.52	9.26	9.90	8.99
営業活動による   キャッシュ・フロー	百万円	60,798	44,708	9,417	112,396	75,602
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	77,555	14,706	69,572	68,518	58,068
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,236	585	252	5,177	785
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	54,506	54,199	71,047		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				114,195	130,944
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,851 [464]	1,814 [465]	1,756 [530]	1,824 [464]	1,766 [471]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
  - 2. 平成16年度中間連結会計期間及び平成16年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、連結中間(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。
  - 3.1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
  - 4.連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、 当行は国内基準を採用しております。

#### (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第229期中	第230期中	第231期中	第229期	第230期
決算年月		平成15年9月 平成16年9月 3		平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	28,585	26,611	27,888	54,848	52,777
経常利益 ( は経常損失)	百万円	1,239	26,701	8,306	3,316	22,410
中間純利益 ( は中間純損失)	百万円	784	19,450	3,803		
当期純利益 ( は当期純損失)	百万円				1,841	14,064
資本金	百万円	22,886	22,886	22,886	22,886	22,886
発行済株式総数	千株	174,495	174,495	174,495	174,495	174,495
純資産額	百万円	122,889	106,018	121,601	126,632	114,718
総資産額	百万円	2,201,141	2,137,338	2,188,732	2,216,885	2,265,652
預金残高	百万円	1,882,308	1,854,353	1,901,071	1,884,425	1,894,842
貸出金残高	百万円	1,481,921	1,418,117	1,361,678	1,471,175	1,450,651
有価証券残高	百万円	585,196	580,232	701,003	569,921	631,210
1株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2.50		
1株当たり配当額	円				5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.52	8.38	9.19	9.80	8.85
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,573 [387]	1,508 [416]	1,416 [426]	1,545 [394]	1,469 [420]

<sup>(</sup>注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

#### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業	リース事業	その他の事業	合計
従業員数(人)	1,416 [426]	41 [ ]	299 [104]	1,756 [530]

- (注) 1.従業員数は、契約行員、嘱託及び臨時従業員762人を含んでおりません。
  - 2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

#### (2) 当行の従業員数

#### 平成17年9月30日現在

従業員数(人)	1,416
从来只然(八)	[426]

- (注) 1.従業員数は、契約行員、嘱託及び臨時従業員583人を含んでおりません。
  - 2.臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 3. 当行の従業員組合は、十八銀行従業員組合と称し、組合員数は1,158人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### 金融経済環境

上半期のわが国経済は、回復基調で推移しました。企業収益は高水準で推移し、設備投資は増加を続けました。雇用者所得も雇用と賃金の改善を反映して緩やかな増加を続けており、そのもとで個人消費は底堅く推移しました。

先行きについても、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があるものの、企業部門の 好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれています。

一方、当行の主要な営業地盤である長崎県経済は、緩やかながら製造業を中心に持ち直しの動きがみられますが、回復感に乏しく引き続き厳しい状況にあります。

#### (生産面)

造船では、大手・中堅造船を中心に、世界的な荷動きの活発化などを背景に引き続き高水準の受注残高を抱え、高操業を継続しており、増産投資を行う動きもみられました。重電機械では、原動機の生産は海外向け発電プラント関連の受注を背景に一定の操業を維持しました。電動機の生産は、中国向けなど海外需要を背景に高操業を維持しました。電子部品では、シリコンウェーハやICの生産は、在庫調整の進捗を背景に上向いており、新たな需要を睨んだ増産投資の動きもみられました。

#### (需要面)

公共投資は低調に推移しているほか、個人消費は下げ止まりつつあるものの全体として盛り上がりを欠いています。観光については、長崎市で7月末から始まった「長崎さるく博 06」のプレイベント効果もあり、主要観光地入場者数、宿泊者数が前年を上回るなど一部に回復の兆しもみられましたが、総じて低調に推移しています。

#### (雇用面)

全国の有効求人倍率との格差は広がり、依然厳しい状況が続いています。

#### 経営方針(単体ベース)

#### 経営の基本方針

当行は、企業理念を以下のとおり定め、地域社会の発展に貢献できるよう、収益力の強化や健全性の維持・向上に向け企業努力を続けております。

「地域とともに」 十八銀行は、地域のための金融機関として、地域とともに歩み、ともに発展し、地域社会と人々のより豊かな明日の創造に貢献します。

「お客さまのために」 十八銀行は、お客さまのご要望に的確にお応えするため、先見性と健全性をもち、 人と組織を活かし、どこよりも質の高いサービスを提供します。

「**心をこめて」** 私たちは、たえず自分を磨き、明るく楽しく、いきいきと仕事に取り組み、ふれあいを大切にした行動で信頼と期待に応えます。

また、平成16年4月よりスタートした中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略~第2ステージ~」では、「公的資金に頼らず、経営統合もせず『長崎県のリーディングバンク』の地位を磐石なものとする」ことを当行の目指す姿と定め、その実現のために様々な施策に取り組んでおります。

#### 中長期的な経営戦略

中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略~第2ステージ~」を着実に遂行することにより、健全性・収益性・不良債権比率・長崎県内の預貸金シェア等あらゆる角度から見て欠点のない優良銀行の姿の早期実現を目指してまいります。

#### [計画の全体像]

#### 計画の基本方針

公的資金に頼ることなく、経営統合もせずに『長崎県のリーディングバンク』の地位を磐石なものとする

#### 経営目標

企業再生への取組強化及び不良債権比率の引き下げ 高い効率性・収益性の維持と健全性の堅持 営業体制のさらなる強化

#### 計画期間

平成16年4月~平成19年3月

#### 目標とする経営指標

中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略~第2ステージ~」において、目標とする主な経営指標は以下のとおりであります。

〔計数目標〕	17年度計画	18年度計画
(1)コア業務純益	150億円以上	150億円以上
(2) 当期純利益	50億円以上	50億円以上
(3)金融再生法開示債権比率(部分直接償却後)	5 %台	4 %台
(4)自己資本比率	9 %台前半	9 %台後半

#### 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、株主重視の経営を目指す観点から、従来からの年間1株当たり5円の安定配当に加え、業績連動配当を行うこととし、業績を反映した更なる利益配分を実施してまいります。安定配当と業績連動配当を合わせた配当性向は25%程度を目途と考えておりますが、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定してまいります。

投資単位の引下げに関する考え方及び方針

投資単位の引下げは、個人投資家の株式市場への参加を促し株式の流動性を高めるための有効な施策のひと つと考えておりますが、引下げにつきましては、業績、株価水準、費用対効果等を勘案し、慎重に検討してま いります。

#### 経営成績(連結ベース)

当中間連結会計期間末の主要勘定残高につきましては、調達面では、譲渡性預金を含む預金が前連結会計年度末比60億71百万円増加して1兆9,500億14百万円となり、運用面では貸出金が前連結会計年度末比883億50百万円減少して1兆3,557億95百万円となりました。

損益面につきましては、連結経常収益は前年同期比15億46百万円増加して335億38百万円、連結経常費用は 前年同期比326億44百万円減少して255億53百万円となりました。

その結果、連結経常利益は79億84百万円、連結中間純利益は32億52百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績(内部取引控除前)は次のとおりであります。

#### 銀行業

経常収益は前年同期比12億77百万円増加して278億88百万円となり、経常費用は前年同期比337億31 百万円減少して195億82百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比350億7百万円増加して 83億6百万円となりました。

#### リース業

経常収益は前年同期比3億5百万円増加して53億75百万円となり、経常費用は前年同期比12億12百万円増加して60億64百万円となりました。この結果、経常損益は前年同期比9億7百万円減少して6億89百万円の損失となりました。

#### その他の事業

その他の事業の主なものは、保証及びクレジット事業等であります。経常収益は前年同期比3億93百万円減少して22億78百万円となり、経常費用は前年同期比3億32百万円減少して20億67百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比62百万円減少して2億10百万円となりました。

なお、所在地別セグメントにつきましては、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため記載しておりません。

#### 連結キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間にかかるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローはコールローン等の減少を主因に前年同期比541億25百万円増加して94億17百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出の増加を主因に前年同期比548億66百万円減少して695億72百万円のマイナスとなりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の売却による収入の増加を主因に前年同期比 8 億37 百万円増加して 2 億52百万円のプラスとなりました。その結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比598億96百万円減少して710億47百万円となりました。

#### (1) 国内・国際別収支

#### 国内業務部門

資金運用収支は、資金運用収益の減少が資金調達費用の減少を上回ったことから、前中間連結会計期間比5億96百万円の減少となりました。役務取引等収支は、役務取引等収益の増加が役務取引等費用の増加を下回ったことから、前中間連結会計期間比17百万円の減少となりました。その他業務収支は、その他業務収益の減少がその他業務費用の減少を下回ったことから、5億92百万円の増加となりました。

#### 国際業務部門

資金運用収支は、資金運用収益の増加が資金調達費用の増加を下回ったことから、前中間連結会計期間比2億88百万円の減少となりました。役務取引等収支は、役務取引等収益が増加し役務取引等費用が減少したことから、前中間連結会計期間比8百万円の増加となりました。その他業務収支は、その他業務収益の増加がその他業務費用の増加を下回ったことから、54百万円の減少となりました。

種類	#B Pul	国内	国際	相殺消去額()	合計
	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>咨</b> 今運用顺士	前中間連結会計期間	19,168	886		20,055
資金運用収支 	当中間連結会計期間	18,572	598		19,171
これ 咨令 軍田収益	前中間連結会計期間	20,109	1,434	24	21,520
うち資金運用収益 	当中間連結会計期間	19,404	1,435	19	20,821
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	940	548	24	1,464
プラ貝並嗣廷貝用	当中間連結会計期間	831	837	19	1,649
	前中間連結会計期間	2,536	18		2,555
1文的权力等权文	当中間連結会計期間	2,519	26		2,545
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,641	50		3,692
プロ技術教列等収益	当中間連結会計期間	3,730	51		3,782
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,105	31		1,137
プロ技術取引守負用	当中間連結会計期間	1,211	25		1,236
その他業務収支	前中間連結会計期間	4,687	191		4,496
ての心表が収入	当中間連結会計期間	5,279	245		5,034
うたその仏学教団共	前中間連結会計期間	5,380			5,380
うちその他業務収益	当中間連結会計期間	5,315	30		5,346
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	692	191		883
プラ この世末の負用	当中間連結会計期間	35	275		311

- (注) 1.「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内に本店を有する子会社(以下、「国内子会社」という。)であります。
  - 2.「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際」に含めております。
  - 3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内と国際の間の資金貸借の利息であります。
  - 4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

#### (2) 国内・国際別資金運用/調達の状況

#### 国内業務部門

資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比119億51百万円増加して2兆354億15百万円となり、また利回りは0.08%低下して1.90%となりました。資金運用収益は、前中間連結会計期間比7億5百万円減少して194億4百万円となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比273億63百万円増加して2兆7億71百万円となり、また利回りは0.01%低下して0.08%となりました。資金調達費用は、前中間連結会計期間比1億9百万円減少して8億31百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
作里大块	<b>共力力</b> ]	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,023,464	20,109	1.98
<b>只业进门</b> 副之	当中間連結会計期間	2,035,415	19,404	1.90
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,413,008	17,311	2.44
プリ真田並	当中間連結会計期間	1,401,538	16,356	2.32
   うち商品有価証券	前中間連結会計期間	518	0	0.37
	当中間連結会計期間	454	0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	493,587	2,771	1.11
	当中間連結会計期間	559,774	3,023	1.07
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	61,901	0	0.00
買入手形	当中間連結会計期間	26,896	0	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
ノン臭机が助に	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間			
支払保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	284	0	0.24
) DIXIV W	当中間連結会計期間	223	0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,973,408	940	0.09
32 III III 72 E 1772	当中間連結会計期間	2,000,771	831	0.08
うち預金	前中間連結会計期間	1,869,785	425	0.04
	当中間連結会計期間	1,897,417	360	0.03
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	80,401	17	0.04
)	当中間連結会計期間	57,363	12	0.04
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	1,284	0	0.00
売渡手形 	当中間連結会計期間	22,254	0	0.00
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
J	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	4,828	0	0.01
受入担保金	当中間連結会計期間	2,916	0	0.02
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間			
ペーパー	当中間連結会計期間			
うち借用金	前中間連結会計期間	15,695	100	1.27
) J	当中間連結会計期間	16,692	102	1.22

<sup>(</sup>注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

<sup>2.「</sup>国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。

#### 国際業務部門

資金運用勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比39億31百万円増加して1,005億13百万円となり、また利回りは0.12%低下して2.84%となりました。資金運用収益は、前中間連結会計期間比1百万円増加して14億35百万円となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前中間連結会計期間比39億16百万円増加して1,007億20百万円となり、また利回りは0.52%上昇して1.65%となりました。資金調達費用は、前中間連結会計期間比2億89百万円増加して8億37百万円となりました。

<b>壬</b> 米五	#0 0.1	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	96,582	1,434	2.96
貝亚连用刨足	当中間連結会計期間	100,513	1,435	2.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	707	5	1.44
プロ貝山並	当中間連結会計期間			
うた 帝 早 右 価 証 券	前中間連結会計期間			
うち商品有価証券	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	93,376	1,418	3.03
プラ有側証分	当中間連結会計期間	96,506	1,397	2.88
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	771	4	1.24
買入手形	当中間連結会計期間	2,147	33	3.12
った 胃珥 生 助 宁	前中間連結会計期間			
うち買現先勘定	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間			
支払保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	0	0	0.00
プラ頂い金	当中間連結会計期間	0	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	96,804	548	1.13
貝立詗连刨足	当中間連結会計期間	100,720	837	1.65
 うち預金	前中間連結会計期間	8,865	13	0.30
プロ頂並	当中間連結会計期間	10,434	87	1.66
 うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
プロ議反注項並	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	25,488	225	1.76
売渡手形	当中間連結会計期間	28,260	351	2.48
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
ノウル・坑が樹た	当中間連結会計期間			
 うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	8,190	62	1.53
受入担保金	当中間連結会計期間	15,393	162	2.10
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間			
ペーパー	当中間連結会計期間			
 うち借用金	前中間連結会計期間			
ノジ旧用並	当中間連結会計期間			

<sup>(</sup>注) 1.「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

<sup>2.</sup> 国際の中の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

		平均残高(百万円)			利息(百万円)			
種類	期別	小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,120,047	54,130	2,065,917	21,544	24	21,520	2.07
<b>真並连用凱定</b>	当中間連結会計期間	2,135,928	46,489	2,089,438	20,840	19	20,821	1.98
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,413,716		1,413,716	17,316		17,316	2.44
プラ真山並	当中間連結会計期間	1,401,538		1,401,538	16,356		16,356	2.32
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	518		518	0		0	0.37
プラ同品 日岡証券	当中間連結会計期間	454		454	0		0	0.42
うち有価証券	前中間連結会計期間	586,963		586,963	4,190		4,190	1.42
プラ有脳血光	当中間連結会計期間	656,281		656,281	4,420		4,420	1.34
うちコールローン	前中間連結会計期間	62,672		62,672	5		5	0.01
及び買入手形	当中間連結会計期間	29,043		29,043	33		33	0.23
う 大 買 現 生 助 守	前中間連結会計期間							
うち買現先勘定	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間							
支払保証金	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	284		284	0		0	0.24
うら頂け並	当中間連結会計期間	224		224	0		0	0.01
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,070,212	54,130	2,016,082	1,489	24	1,464	0.14
貝立酮建樹化 	当中間連結会計期間	2,101,491	46,489	2,055,002	1,668	19	1,649	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	1,878,650		1,878,650	438		438	0.04
りり頂金	当中間連結会計期間	1,907,851		1,907,851	447		447	0.04
こと統治性語令	前中間連結会計期間	80,401		80,401	17		17	0.04
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	57,363		57,363	12		12	0.04
うちコールマネー	前中間連結会計期間	26,772		26,772	225		225	1.67
及び売渡手形	当中間連結会計期間	50,514		50,514	351		351	1.38
2.七丰阳火协会	前中間連結会計期間							
うち売現先勘定	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	13,018		13,018	63		63	0.96
受入担保金	当中間連結会計期間	18,310		18,310	163		163	1.77
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間							
ペーパー	当中間連結会計期間							
シナ 供田 今	前中間連結会計期間	15,695		15,695	100		100	1.27
うち借用金	当中間連結会計期間	16,692		16,692	102		102	1.22
(注) 資金運用勘定及	· び資金調達勘定の相殺氵	 当夫婦け	国内と国際	四月の智の智の智	全貸供で	 あいます		

<sup>(</sup>注) 資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額は、国内と国際の間の資金貸借であります。

#### (3) 国内・国際別役務取引の状況

国内業務部門

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比89百万円増加して37億30百万円となりました。一方、役務取引等費 用は、前中間連結会計期間比1億6百万円増加して12億11百万円となりました。

国際業務部門

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比1百万円増加して51百万円となりました。一方、役務取引等費用 は、前中間連結会計期間比6百万円減少して25百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額( )	合計
17里犬只	知が	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
	前中間連結会計期間	3,641	50		3,692
投资权分号权益	当中間連結会計期間	3,730	51		3,782
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	812			812
プラ原立・貝山未物	当中間連結会計期間	883			883
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,507	49		1,556
プロ奈日来が 	当中間連結会計期間	1,467	49		1,517
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	291			291
ノり証が例注来物	当中間連結会計期間	345			345
うち代理業務	前中間連結会計期間	681			681
プラル注表物	当中間連結会計期間	696			696
うち保護預り・	前中間連結会計期間	2			2
貸金庫業務	当中間連結会計期間	1			1
うち保証業務	前中間連結会計期間	346	1		348
プラ体証表別	当中間連結会計期間	336	1		338
<b>小双Ⅲ□</b> □竿弗田	前中間連結会計期間	1,105	31		1,137
役務取引等費用	当中間連結会計期間	1,211	25		1,236
うち為替業務	前中間連結会計期間	260	31		292
ノり付日耒伤 	当中間連結会計期間	258	25		283

- (注) 1.「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。 2.「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

#### (4) 国内・国際別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	国際	合計
作里犬只	知加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,839,513	8,809	1,848,322
以五百司	当中間連結会計期間	1,885,680	9,177	1,894,858
うち流動性預金	前中間連結会計期間	967,817		967,817
プラ派野洋浜並	当中間連結会計期間	1,079,194		1,079,194
うち定期性預金	前中間連結会計期間	837,863		837,863
プラル朔は頂並	当中間連結会計期間	776,807		776,807
うちその他	前中間連結会計期間	33,832	8,809	42,641
プラでの他	当中間連結会計期間	29,678	9,177	38,856
譲渡性預金	前中間連結会計期間	74,485		74,485
祛/皮  土]  共立 	当中間連結会計期間	55,156		55,156
総合計	前中間連結会計期間	1,913,999	8,809	1,922,808
一番 日本	当中間連結会計期間	1,940,836	9,177	1,950,014

- (注) 1.「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。 2.「国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。 3.預金の区分は、次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金 その他は、上記 、 以外の預金

## (5) 国内・国際別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

¥K 1∓ DI	平成16年 9 月	30日	平成17年 9 月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,410,608	100.00	1,355,795	100.00	
製造業	111,342	7.89	107,034	7.89	
農業	4,807	0.34	5,261	0.39	
林業	172	0.01	121	0.01	
漁業	28,440	2.02	17,993	1.33	
鉱業	1,318	0.10	1,223	0.09	
建設業	73,325	5.20	68,935	5.08	
電気・ガス・熱供給・水道業	9,892	0.70	9,562	0.70	
情報通信業	5,828	0.41	4,819	0.36	
運輸業	45,008	3.19	43,068	3.18	
卸売・小売業	243,319	17.25	233,927	17.25	
金融・保険業	21,770	1.54	22,342	1.65	
不動産業	126,659	8.98	120,175	8.86	
各種サービス業	271,406	19.24	254,755	18.79	
地方公共団体	97,175	6.89	106,244	7.84	
その他	370,136	26.24	360,328	26.58	
特別国際金融取引勘定分					
政府等					
金融機関					
その他					
合計	1,410,608		1,355,795		

<sup>(</sup>注) 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別) 該当ありません。



## (6) 国内・国際別有価証券の状況 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	国際	合計
11里犬只	# <i>D</i> DU	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	238,140		238,140
	当中間連結会計期間	277,580		277,580
地方債	前中間連結会計期間	63,489		63,489
地分頃 	当中間連結会計期間	78,738		78,738
短期社債	前中間連結会計期間			
短期社員 	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	107,794		107,794
	当中間連結会計期間	141,840		141,840
株式	前中間連結会計期間	42,818		42,818
1/1/10	当中間連結会計期間	62,503		62,503
その他の証券	前中間連結会計期間	30,398	97,916	128,315
ての他の証分	当中間連結会計期間	41,785	99,033	140,818
合計	前中間連結会計期間	482,641	97,916	580,558
口前	当中間連結会計期間	602,448	99,033	701,482

<sup>(</sup>注) 1.「国内」とは、当行の国内店の円建取引及び国内子会社であります。

<sup>「</sup>国際」とは、当行の国内店の外貨建取引であります。

<sup>2 . 「</sup>その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

#### (単体情報)

#### (参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

#### 1.損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	21,622	21,019	603
経費(除く臨時処理分)	14,030	13,768	262
人件費	7,019	6,661	358
物件費	6,068	6,160	92
税金	942	945	3
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,592	7,251	341
一般貸倒引当金繰入額	10,335	4,630	14,965
業務純益( は業務純損失)	2,742	11,881	14,623
うち債券関係損益	245	94	151
臨時損益	23,959	3,574	20,385
株式関係損益	385	279	106
不良債権処理損失	24,597	4,443	20,154
貸出金償却		293	293
個別貸倒引当金純繰入額	24,725	6,284	18,441
バルクセール売却損	127	2,196	2,069
取引先支援損		61	61
その他臨時損益	253	589	336
経常利益( は経常損失)	26,701	8,306	35,007
特別損益	132	1,691	1,559
うち動産不動産処分損益	338	109	229
うち減損損失		1,792	1,792
税引前中間純利益( は税引前中間純損失)	26,833	6,615	33,448
法人税、住民税及び事業税	716	1,442	726
法人税等調整額	8,099	1,369	9,468
中間純利益( は中間純損失)	19,450	3,803	23,253

- (注) 1.業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
  - 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
  - 3.「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
  - 4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
  - 5.債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 国債等債券売却損 国債等債券償還損 国債等債券償却
  - 6.株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

## 2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.96	1.87	0.09
(イ) 貸出金利回	2.41	2.29	0.12
(口) 有価証券利回	1.11	1.07	0.04
(2) 資金調達原価	1.47	1.41	0.06
(イ) 預金等利回	0.04	0.03	0.01
(口) 外部負債利回	0.24	0.05	0.19
(3) 総資金利鞘 -	0.48	0.46	0.02

<sup>(</sup>注) 1.「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

## 3 . ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	12.83	13.79	0.96
業務純益( は業務純損失)ベース	4.63	22.60	27.23
中間純利益(は中間純損失)ベース	32.88	7.23	40.11

## 4.預金・貸出金の状況(単体)

## (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,854,353	1,901,071	46,718
預金(平残)	1,884,403	1,913,958	29,555
貸出金(末残)	1,418,117	1,361,678	56,439
貸出金(平残)	1,421,941	1,407,670	14,271

## (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,273,096	1,291,087	17,991
法人	447,739	469,513	21,774
合計	1,720,835	1,760,601	39,766

<sup>(</sup>注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

<sup>2.「</sup>外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	329,699	341,928	12,229
住宅ローン残高	291,040	306,317	15,277
その他ローン残高	38,658	35,611	3,047

## (4) 中小企業等貸出金

		-	前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高		百万円	1,118,197	1,076,801	41,396
総貸出金残高		百万円	1,418,117	1,361,678	56,439
中小企業等貸出金比率	/	%	78.85	79.07	0.22
中小企業等貸出先件数		件	133,066	127,981	5,085
総貸出先件数		件	133,313	128,224	5,089
中小企業等貸出先件数比率	/	%	99.81	99.81	0.00

- (注) 1.貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
  - 2.中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
↑宝 <i>大</i> 只	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	57	175	54	291
保証	666	18,086	561	17,389
計	723	18,261	615	17,680



#### (自己資本比率の状況)

#### (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。 なお、当行は、国内基準を適用しております。

#### 連結自己資本比率(国内基準)

	項目			
			金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		22,886	22,886
	うち非累積的永久優先株			
	新株式払込金			
	資本剰余金		18,499	18,497
	利益剰余金		49,308	58,314
	連結子会社の少数株主持分		2,276	2,190
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
	その他有価証券の評価差損( )			
基本的項目	自己株式払込金			
	自己株式( )		7,272	6,229
	為替換算調整勘定			
	営業権相当額( )			
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()			
	連結調整勘定相当額( )			
	計	(A)	85,698	95,658
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注 1 )			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		10,473	9,589
	一般貸倒引当金		7,598	7,603
***	負債性資本調達手段等			
補完的項目	うち永久劣後債務(注2)			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)			
	計		18,071	17,193
	うち自己資本への算入額	(B)	18,071	17,193
控除項目	控除項目(注4)	(C)	101	101
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	103,668	112,750
	資産(オン・バランス)項目		1,197,907	1,198,483
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		17,790	18,097
アピット寺	計	(E)	1,215,697	1,216,581
連結自己資本	:比率(国内基準) = ( D ) / ( E ) × 100(%)		8.52	9.26

- (注) 1.告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3.告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年 を超えるものに限られております。
  - 4.告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

#### 単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年 9 月30日
	<b>块</b> 口	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	22,886	22,886
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	18,402	18,402
	その他資本剰余金	97	94
	利益準備金	7,531	7,531
	任意積立金	58,294	44,294
   基本的項目	中間未処分利益	17,481	6,077
埜平的項目 	その他		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式( )	7,236	6,193
	営業権相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	計 (A	) 82,493	93,093
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注 1 )		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	10,482	9,599
	一般貸倒引当金	7,476	7,485
****	負債性資本調達手段等		
補完的項目	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		
	計	17,958	17,084
	うち自己資本への算入額 (B	) 17,958	17,084
控除項目	控除項目(注 4 ) (C	) 101	101
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D	) 100,351	110,076
	資産(オン・バランス)項目	1,179,564	1,180,516
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目	16,606	17,091
, _ ,	計 (E	) 1,196,170	1,197,607
単体自己資本	比率(国内基準) = (D)/(E)×100(%)	8.38	9.19

- (注) 1 . 告示第30条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2.告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3.告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

#### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により 経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 . から 3 . までに掲げる債権 以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	平成16年 9 月30日	平成17年 9 月30日
貝惟の区方	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	205	118
危険債権	621	505
要管理債権	336	265
正常債権	13,217	12,921

前へ

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

#### 3 【対処すべき課題】

郵政民営化、銀行代理店制度の改正等様々な規制緩和が今後予定されており、金融界においてはビジネスチャンスの拡大とともにさらなる競争激化が予想されます。このような競争環境の中で、金融機関においては、直面する様々なリスクを適切に管理しつつ、お客さまのニーズに応えていくことが一層重要となってまいります。

また、地域金融機関として、活力ある地域社会の実現を目指し、事業再生・中小企業金融の円滑化、地域の利用者の利便性・安全性の向上を図っていく必要があります。

このような経営環境下、当行は中期経営計画「十八銀行 21世紀の戦略~第2ステージ~」を着実に遂行することにより、長崎県のリーディングバンクとして健全性と収益性を兼ね備えた何が起きても磐石な銀行を実現できるよう努力してまいります。

併せまして、金融機関としての社会性・公共性を十分認識し、法令等遵守態勢の強化・充実を図ってまいります。

### 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当ありません。

#### 【設備の状況】 第3

- 【主要な設備の状況】
  - (1) 当中間連結会計期間に完了した改修、売却等は次のとおりであります。

#### 改修

#### 銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
当行	本店	長崎県長崎市	改修	事務機械等	213	平成17年6月

(注)上記の投資額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

#### リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

#### 売却

#### 銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	売却時期
当行	旧ダイヤランド 出張所	長崎県長崎市	旧店舗	72	平成17年4月

リース業 該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

- (2) 当中間連結会計期間において、上記(1)以外に主要な設備の重要な異動はありません。
- 【設備の新設、除却等の計画】
- (1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更は ありません。
- (2) 当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、売却等の計画は次のとおりであります。

#### 新設

#### 銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容		予定金額 万円)	資金調達方 法	着手年月	完了予定 年月
		Wile				総額	既支払額	14		十月
Ī	当行	本店	長崎県長 崎市	新設	事務機械等	200		自己資金	平成17年 12月	平成18年 9月

<sup>(</sup>注)上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

#### リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

#### 売却

#### 銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行	旧大阪支店長社宅	大阪府豊中市	旧社宅	57	平成17年10月

## リース業

該当ありません。

その他の事業

該当ありません。

## 第4 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)	
普通株式	410,000,000	
計	410,000,000	

#### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	174,495,008	同左	東京証券取引所 市場第1部 大阪証券取引所 市場第1部 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
計	174,495,008	同左		

<sup>(</sup>注) 提出日現在発行数には、平成17年12月 1 日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は 含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

同ながらのが、このが配合と至ってが明られているとのできます。					
株主総会の特別	決議日(平成14年 6 月26日)				
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)			
新株予約権の数(個)	2,440	1,566			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,440,000	1,566,000			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり479(注)1.	同左			
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日~ 平成19年6月29日	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 479 資本組入額 240	同左			
新株予約権の行使の条件	(注) 2 .	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、当行取締役会の承認を得 るものとする。	同左			

(注)1.新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(転換社債の転換、商法第280条 J 20及び商法第280条 J 21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 2.(1)新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利を行使することができる。
  - (2)新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めない。
  - (3)新株予約権者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めない。
  - (4)その他の条件については、当行第227期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

株主総会の特別	決議日(平成17年6月28日)	
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)		2,280
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		2,280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)		1株当たり701(注)1.
新株予約権の行使期間		平成19年7月1日~ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 701 資本組入額 351
新株予約権の行使の条件		(注) 2 .
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡について は、当行取締役会の承認を要 するものとする。

(注) 1.新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行(商法第280条ノ20、商法第280条ノ21及び商法第341条ノ13の規定に基づく新株予約権の行使の場合を含まない。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 新規発行前の1株当たりの時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式 の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

なお、新株予約権発行後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 2.(1)新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、当行取締役または従業員の地位を失った後も、権利行使を可能とする。
  - (2)新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他の一切の処分は認めないものとする。
  - (3)新株予約権者が死亡した場合には相続人の権利行使は認めないものとする。
  - (4)その他の条件については、当行第230期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

#### 新株予約権付社債

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成14年12月20日発行)					
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)			
新株予約権の数(個)	8,316	5,632			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,075,975	11,564,681			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	487	同左			
新株予約権の行使期間	平成15年2月3日~ 平成18年3月30日	平成15年2月3日~ 平成17年12月26日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 487 資本組入額 244	同左			
新株予約権の行使の条件	当行が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできない。	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	商法第341条ノ2第4項の定め により本社債と本新株予約権 のうち一方のみを譲渡するこ とはできない。	同左			
新株予約権付社債の残高(百万円)	8,316	5,632			

(注) 当行は、平成17年11月25日開催の取締役会において、管理委託契約証書第1条(9)(八)(130%コールオプション条項)に基づ く権利を行使し、本社債の平成17年12月27日の残存額全部を繰上償還することを決議いたしました。

#### (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日~ 平成17年9月30日		174,495		22,886,421		18,402,245

<sup>(</sup>注) 平成17年10月1日から半期報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により増加した発行済株式数、資本金、資本準備金は含まれておりません。

#### (4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	5,216	2.98
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	5,002	2.86
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,556	2.61
株式会社 佐賀銀行	佐賀市唐人2丁目7番20号	4,025	2.30
十八銀行従業員持株会	長崎市銅座町1番11号	3,750	2.14
「株式会社 みずほコーポレート   銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,461	1.98
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,158	1.80
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	2,735	1.56
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	2,711	1.55
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	2,657	1.52
計		37,273	21.36

<sup>(</sup>注) 当行は、自己株式13,511千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合7.74%)を保有しておりますが、上記には記載して おりません。

## (5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

#### 平成17年9月30日現在

			172011111111111111111111111111111111111
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,511,000		権利内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 158,918,000	158,903	同上
単元未満株式	普通株式 2,066,008		同上
発行済株式総数	174,495,008		
総株主の議決権		158,903	

- (注) 1.上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の失念株式が、 それぞれ13,000株及び800株含まれておりますが、「議決権の数」の欄には含まれておりません。
  - 2.株主名簿上は当行名義となっており実質的に所有していない株式が2,000株ありますが、「議決権の数」の欄には含まれておりません。
  - 3.上記の「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当行所有の自己株式896株が含まれております。

#### 【自己株式等】

#### 平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社十八銀行	長崎市銅座町1番11号	13,511,000		13,511,000	7.74
計		13,511,000		13,511,000	7.74

(注) 株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式数は上記 発 行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	540	525	524	537	545	570
最低(円)	495	504	505	514	515	512

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

#### 3 【役員の状況】

- (1) 新任役員該当ありません。
- (2) 退任役員 該当ありません。
- (3) 役職の異動該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第 24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及 び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の 分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3.前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

## 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計	期間末	当中間連結会計	期間末	前連結会計年度の 連結貸借対照表	
		(平成16年9月		(平成17年 9 月		(平成17年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比   (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		54,682	2.54	71,475	3.24	131,944	5.77
コールローン及び買入手形		40,299	1.87	2,094	0.09	2,953	0.13
買入金銭債権		45	0.00	47	0.00	47	0.00
商品有価証券		439	0.02	573	0.02	1,011	0.05
金銭の信託		8,237	0.38	5,730	0.26	5,121	0.22
有価証券	6 1,2,	580,558	26.92	701,482	31.79	631,643	27.64
貸出金	3,4,5, 7	1,410,608	65.42	1,355,795	61.44	1,444,145	63.19
外国為替	5	840	0.04	577	0.03	688	0.03
その他資産		38,566	1.79	32,032	1.45	34,223	1.50
動産不動産	6,8, 9,10	53,771	2.49	50,289	2.28	52,519	2.30
繰延税金資産		26,542	1.23	22,686	1.03	26,559	1.16
支払承諾見返		19,445	0.90	18,686	0.85	18,939	0.83
貸倒引当金		77,739	3.60	54,711	2.48	64,424	2.82
資産の部合計		2,156,299	100.00	2,206,758	100.00	2,285,372	100.00
 (負債の部)							
預金	6	1,848,322	85.72	1,894,858	85.87	1,888,912	82.65
譲渡性預金		74,485	3.45	55,156	2.50	55,031	2.41
コールマネー及び売渡手形	6	19,169	0.89	28,871	1.31	101,475	4.44
債券貸借取引受入担保金	6	13,939	0.65	16,959	0.77	34,531	1.51
借用金		16,427	0.76	16,860	0.76	17,540	0.77
外国為替		12	0.00	10	0.00	33	0.00
新株予約権付社債		8,509	0.39	8,316	0.38	8,374	0.37
その他負債		24,738	1.15	22,588	1.02	21,161	0.93
退職給付引当金		12,616	0.59	11,536	0.52	12,181	0.53
繰延税金負債		7	0.00	67	0.00	3	0.00
再評価に係る繰延税金負債	8	9,418	0.44	8,624	0.39	9,149	0.40
支払承諾		19,445	0.90	18,686	0.85	18,939	0.83
負債の部合計		2,047,091	94.94	2,082,535	94.37	2,167,334	94.84
(少数株主持分)							
少数株主持分		2,283	0.10	2,264	0.10	2,414	0.10
(資本の部)							
資本金		22,886	1.06	22,886	1.04	22,886	1.00
資本剰余金		18,499	0.86	18,497	0.84	18,504	0.81
利益剰余金		49,703	2.31	58,714	2.66	55,086	2.41
土地再評価差額金	8	13,856	0.64	12,686	0.57	13,459	0.59
その他有価証券評価差額金		9,251	0.43	15,402	0.70	12,648	0.55
自己株式		7,272	0.34	6,229	0.28	6,962	0.30
資本の部合計		106,924	4.96	121,957	5.53	115,623	5.06
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,156,299	100.00	2,206,758	100.00	2,285,372	100.00
					<u> </u>		

## 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会記 (自 平成16年4 至 平成16年9	月1日	当中間連結会記 (自 平成17年 4 至 平成17年 9	月1日	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		
N / 2	注記		月30日) 百分比		月30日) 百分比		月31日) 百分比	
区分	注記番号	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)	
経常収益		31,992	100.00	33,538	100.00	63,677	100.00	
資金運用収益		21,520		20,821		42,550		
(うち貸出金利息)		(17,316)		(16,356)		(34,234)		
(うち有価証券利息配当金)		(4,191)		(4,421)		(8,273)		
役務取引等収益		3,692		3,782		7,438		
その他業務収益		5,380		5,346		10,570		
その他経常収益		1,399		3,588		3,117		
経常費用		58,197	181.91	25,553	76.19	85,407	134.13	
資金調達費用		1,468		1,651		3,094		
(うち預金利息)		(438)		(447)		(877)		
役務取引等費用		1,137		1,236		2,291		
その他業務費用		883		311		1,292		
営業経費		18,624		18,677		36,839		
その他経常費用	1	36,083		3,676		41,889		
経常利益( は経常損失)		26,205	81.91	7,984	23.81	21,730	34.13	
特別利益		209	0.65	214	0.64	11	0.02	
特別損失	2	338	1.05	1,911	5.70	1,105	1.73	
税金等調整前中間純利益 ( は税金等調整前中間(当期) 純損失)		26,334	82.31	6,287	18.75	22,824	35.84	
法人税、住民税及び事業税		810	2.53	1,670	4.98	1,469	2.31	
法人税等調整額		7,984	24.95	1,524	4.55	10,607	16.66	
少数株主利益 ( は少数株主損失)		250	0.78	160	0.48	341	0.54	
中間純利益 ( は中間(当期)純損失)		19,411	60.67	3,252	9.70	14,027	22.03	

## 【中間連結剰余金計算書】

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間		前連結会計年度の 連結剰余金計算書
		(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	  (自   至	平成16年4月1日 平成17年3月31日)
区分	注記番号		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			18,500		18,504		18,500
資本剰余金増加高							4
自己株式処分差益							4
資本剰余金減少高			0		7		
自己株式処分差損			0		7		
資本剰余金中間期末(期末)残高			18,499		18,497		18,504
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			69,264		55,086		69,264
利益剰余金増加高			272		4,026		669
中間純利益					3,252		
土地再評価差額金取崩額			272		773		669
利益剰余金減少高			19,833		398		14,846
配当金			397		398		794
役員賞与			24				24
中間(当期)純損失			19,411				14,027
利益剰余金中間期末(期末)残高			49,703		58,714		55,086

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間	連	連結会計年度の 結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自	マ成16年4月1日 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益 ( は税金等調整前中間(当期)			26,334		6,287		22,824
純損失) 減価償却費			4,414		4,637		9,154
減損損失					1,792		
貸倒引当金の増減( )額			25,858		9,713		12,544
退職給付引当金の増減( )額			294		645		729
資金運用収益			21,520		20,821		42,550
資金調達費用			1,468		1,651		3,094
有価証券関係損益( )			3,601		49		3,163
金銭の信託の運用損益( )			126		419		388
為替差損益( )			150		4,833		133
動産不動産処分損益( )			743		118		2,095
商品有価証券の純増( )減			52		437		625
貸出金の純増( )減			52,146		88,350		18,577
預金の純増減( )			31,186		5,946		9,705
譲渡性預金の純増減( )			22,015		124		2,560
借用金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減( )			537		679		1,649
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減			57		572		458
コールローン等の純増( )減			38,988		859		1,686
コールマネー等の純増減( )			40,284		72,603		43,684
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )			15,255		17,572		5,336
外国為替(資産)の純増( )減			261		111		917
外国為替(負債)の純増減( )			129		23		135
資金運用による収入			22,018		21,209		42,473
資金調達による支出			1,385		1,700		2,937
その他			1,764		7,100		410
小計			44,089		10,237		76,842
法人税等の支払額			619		820		1,240
営業活動による キャッシュ・フロー			44,708		9,417		75,602

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	フロー計算音 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出			155,730		196,992	302,759
有価証券の売却による収入			68,777		49,337	116,731
有価証券の償還による収入			76,828		82,203	134,059
金銭の信託の増加による支出			453		185	3,061
金銭の信託の減少による収入			450			6,435
動産不動産の取得による支出			5,152		4,016	10,567
動産不動産の売却による収入			574		81	1,093
投資活動による キャッシュ・フロー			14,706		69,572	58,068
財務活動による キャッシュ・フロー						
配当金支払額			397		398	794
少数株主への配当金支払額			33		16	16
新株予約権付社債の償還によ る支出			9		58	144
自己株式の取得による支出			212		19	400
自己株式の売却による収入			66		745	570
財務活動による キャッシュ・フロー			585		252	785
現金及び現金同等物 に係る換算差額			3		5	1
現金及び現金同等物 の増減( )額			59,996		59,896	16,748
現金及び現金同等物 の期首残高			114,195		130,944	114,195
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高			54,199		71,047	130,944

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1.連結の範囲に関す	(1) 連結子会社 7社	(1) 連結子会社 7社	(1) 連結子会社 7社
る事項	・十八総合リース㈱	同左	同左
	・十八ビジネスサービス		
	(株)		
	・長崎保証サービス㈱		
	・(株)十八カード		
	・十八キャピタル㈱		
	・十八ソフトウェア㈱		
	・(株)長崎経済研究所		
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
	該当ありません。	同左	同左
2 . 持分法の適用に関	(1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子
する事項	会社	会社	会社
	該当ありません。	同左	同左
	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社
	該当ありません。	同左	同左
	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結
	子会社	子会社	子会社
	該当ありません。	同左	同左
	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会
	社	社	社
	該当ありません。	同左	同左
3.連結子会社の(中	連結子会社の中間決算日	同左	連結子会社の決算日は次
間)決算日に関する	は次のとおりであります。		のとおりであります。
事項	9月末日 7社		3月末日 7社
4 . 会計処理基準に関	(1) 商品有価証券の評価基	(1) 商品有価証券の評価基	(1) 商品有価証券の評価基
する事項	準及び評価方法	準及び評価方法	準及び評価方法
	商品有価証券の評価	同左	同左
	は、時価法(売却原価は		
	移動平均法により算定)		
	により行っております。		

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
(2) 有価証券 何価証券 の評価基準 の評価有価の の評価有価有価の の評価有価の の評価有個の のででででででででででででででででででででででででででででででででででで	至 平成17年9月30日) (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ) 同左	(2) 有価証券 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部資本直入法に より処理しておりま す。		おります。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部資本直入法に より処理しておりま す。
(ロ)有価証券運用を主目 的とする単独運用の金 銭の信託において信託 財産として運用されて いる有価証券の評価 は、時価法により行っ ております。	(口) 同左	(口) 同左
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左
(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左	(4) 減価償却の方法 動産 動主行率す。主おり おりなか。 は、りなか。 は、りなか。 は、かなか。 は、かなか。 は、かなか。 はなかがです。 はなかがです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はながいです。 はは、これがです。 はないです。 はないでは、これがです。 はないでする。 はないでする。 はないでする。 はないです。 はないです。 はないでする。 はないでする。 はないでする。 はないです。 はないでする。 はないでする。 はないできますないできます。 はないできますないできます。 はないできますないできます。 はないできますないできます。 はないできますないできますないできます。 はないできますないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできまないできま
き、主として定率法に より償却してております。 ソフトウェア 自社のいては、で シンプリのでは、 はでではのではでではででで を利用ではででで を利用ではででで を利用ではででで を利用ではでで できない できない	ソフトウェア 同左	す。 ソフトウェア 同左

前	中間連結会計期間
(自	平成16年4月1日
`至	平成16年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(「破綻 先」という。)に係る債 権及びそれと同等の状況 にある債務者(「実質破 綻先」という。)に係る 債権については、債権額 から、担保の処分可能見 込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、そ の残額を計上しておりま す。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後 経営破綻に陥る可能性が 大きいと認められる債務 者(「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、必要と認める額を計 上しております。上記以 外の債権については、過 去の一定期間における貸 倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき計上し ております。

でいるでの。 ででででででででできる。 ででででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 できる。 で

なお、当中間連結会計 期間から償却・引当基準 における貸倒引当金の見 積り方法を一部変更して おります。

破綻懸念先に係る債権 のうち未保全部分が一定 額以上の大口債務者につ いては、未保全額からキャッシュ・フローにより 回収可能な部分を除いた 残額の全額を引当計上し ております。

要注意先のうち要管理

当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(「破綻 懸念先」という。) に係 る債権については、債権 額から、担保の処分可能 見込額及び保証による回 収可能見込額を控除し、 その残額のうち、必要と 認める額を計上しており ます。上記以外の債権に ついては、過去の一定期 間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に 基づき計上しておりま

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基準 き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該資産 から独立した資産監査 まが査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破 綻 懸 念 先」と い う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、必要と認める額を計 上しております。上記以 外の債権については、過 去の一定期間における貸 倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき計上し ております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基連 き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該資産 から独立した資産監査し 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・ 証付債権等については 債権額から担保の収収を による回収が保証による の収収を 記められる額を を した残額を 取立不能 した残額を 取立不能 した 額として あり、 その は 10,566百万円 であり す。

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
至 平成16年9月30日)	連結子会社の貸倒引当金は、上記に準じた方法により引き当てております。	年度おりり 権定つキりたし 理て方い計 引よ百。当法まのおりり 権定つキりたし 理て方い計 引よ百。当法まのおりり 権定つキリたし 理て方い計 引よ百。当法ままらる法を破ら以てッ収額お要に、か方しこ金た円連はようと、却倒一 懸未の、ュ能全ま意る産貸資へお変、合加子上引き、別部 念保大未・な額す先債確倒変り更従にし会記き連引当変 先全口保フ部を。の権を績しすよのべおの準て会基のし 係分務額ーを当 ちに用率て。り方25,0貸じて会基のし 係分務額ーを当 ちに用率で。り方25,0貸じて会基のし 係分務額ーを当 ちに用率で。り方25,00単では当年ででは、第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の
(6) 退職給付引当金の計上 基準	(6) 退職給付引当金の計上 基準	(6) 退職給付引当金の計上 基準
本 業たにびづ間るし去上はす	同左	を 業たにびづお務差下 一 で は備年債額上過算法ま 従期3よ 異度平一るし生ら は備年債額上過算法ま 従期3よ 異度平一るし生ら は備年債額上過算法ま 従期3よ 異度平一るし生ら は備年債額上過算法ま 従期3よ 異度平一るし生ら はの、けぞ年 は、え度務にし去上はす 業間年り :の均定定たの費 は、え度務にし去上はす 業間年り :の均定定たの費 がで 業たにびづお務差下

1	1	
前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(会計方針の変更)	
	従来、実際運用収益が	
	期待運用収益を超過した	
	こと等による数理計算上	
	の差異の発生又は給付水	
	準を引き下げたことによ	
	る過去勤務債務の発生に	
	より、年金資産が企業年	
	金制度に係る退職給付債	
	務を超えることとなった	
	場合における当該超過額	
	(以下「未認識年金資	
	産」という。)は「退職	
	給付に係る会計基準注	
	解」(注1)1により資産	
	及び利益として認識して	
	l I	
	おりませんでしたが、平	
	成17年3月16日付で「退	
	職給付に係る会計基準」	
	(企業会計審議会平成10	
	年6月16日)の一部が改	
	正され、未認識年金資産	
	を資産及び利益として認	
	識することが認められま	
	した。これに伴い、	
	「『退職給付に係る会計	
	基準』の一部改正に関す	
	る適用指針」(企業会計	
	基準適用指針第7号平成	
	I	
	17年3月16日)を適用	
	し、当中間連結会計期間	
	から未認識年金資産を過	
	去勤務債務又は数理計算	
	上の差異とに合理的に区	
	分して費用の減額処理の	
	対象としております。こ	
	れによる退職給付引当金	
	等への影響額は僅少であ	
	ります。	
(7) 外貨建資産・負債の換	(7) 外貨建資産・負債の換	(7) 外貨建資産・負債の換
算基準	算基準	算基準
当行の外貨建資産・負	同左	- 井坐十   当行の外貨建資産・負
	四年	
債については、中間連結		債については、連結決算
決算日の為替相場による		日の為替相場による円換
円換算額を付しておりま		算額を付しております。
す。		連結子会社について
連結子会社について		は、該当ありません。
は、該当ありません。		
(8) リース取引の処理方法	(8) リース取引の処理方法	(8) リース取引の処理方法
当行及び連結子会社の	同左	同左
リース物件の所有権が借	1-3-12-	1-3.7-
主に移転すると認められ		
るもの以外のファイナン		
ス・リース取引について		
は、通常の賃貸借取引に		
準じた会計処理によって		
おります。		
00.0000		

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

- (9) 重要なヘッジ会計の方 法
- (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残 存)期間毎にグルーピン グのうえ特定し評価して おります。また、キャッ シュ・フローを固定する ヘッジについては、ヘッ ジ対象とヘッジ手段の金 利変動要素の相関関係の 検証により有効性の評価 をしております。

また、当中間連結会計 期間末の中間連結貸借対 照表に計上している繰延 ヘッジ損益のうち、「銀 行業における金融商品会 計基準適用に関する当面 の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報 告第15号)を適用して実 施しておりました多数の 貸出金・預金等から生じ る金利リスクをデリバテ ィブ取引を用いて総体で 管理する従来の「マクロ ヘッジ」に基づく繰延へ ッジ損益は、「マクロへ ッジ」で指定したそれぞ れのヘッジ手段の残存期 間・想定元本金額に応じ 平成15年度から7年間に わたって、資金調達費用 又は資金運用収益として 期間配分しております。

なお、当中間連結会計 期間末における「マクロ ヘッジ」に基づく繰延へ 当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

(9) 重要なヘッジ会計の方 法

(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残 存)期間毎にグルーピン グのうえ特定し評価して おります。また、キャッ シュ・フローを固定する ヘッジについては、ヘッ ジ対象とヘッジ手段の金 利変動要素の相関関係の 検証により有効性の評価 をしております。

また、当中間連結会計 期間末の中間連結貸借対 照表に計上している繰延 ヘッジ損益のうち、「銀 行業における金融商品会 計基準適用に関する当面 の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報 告第15号)を適用して実 施しておりました多数の 貸出金・預金等から生じ る金利リスクをデリバテ ィブ取引を用いて総体で 管理する従来の「マクロ ヘッジ」に基づく繰延へ ッジ損益は、「マクロへ ッジ」で指定したそれぞ れのヘッジ手段の残存期 間・想定元本金額に応じ 平成15年度から7年間に わたって、資金調達費用 又は資金運用収益として 期間配分しております。

なお、当中間連結会計 期間末における「マクロ ヘッジ」に基づく繰延へ 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

(9) 重要なヘッジ会計の方 法

(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残 存)期間毎にグルーピン グのうえ特定し評価して おります。また、キャッ シュ・フローを固定する ヘッジについては、ヘッ ジ対象とヘッジ手段の金 利変動要素の相関関係の 検証により有効性の評価 をしております。

また、当連結会計年度 末の連結貸借対照表に計 上している繰延ヘッジ損 益のうち、「銀行業にお ける金融商品会計基準適 用に関する当面の会計上 及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監查委員会報告第15 号)を適用して実施して おりました多数の貸出 金・預金等から生じる金 利リスクをデリバティブ 取引を用いて総体で管理 する従来の「マクロヘッ ジ」に基づく繰延ヘッジ 損益は、「マクロヘッ ジ」で指定したそれぞれ のヘッジ手段の残存期 間・想定元本金額に応じ 平成15年度から7年間に わたって、資金調達費用 又は資金運用収益として 期間配分しております。

なお、当連結会計年度 末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ

	間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
	Z成16年 9 月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
ッジ損	失は1,581百万円、	ッジ損失は931百万円、繰	損失は1,248百万円、繰延
繰延へ としゅうしゅう	ッジ利益は61百万	延ヘッジ利益は37百万円	ヘッジ利益は48百万円で
円であ	ります。	であります。	あります。
(□)	為替変動リスク・	(口)為替変動リスク・	(口)為替変動リスク・
ー ヘッジ		ヘッジ	ヘッジ
	うの外貨建金融資	同左	同左
	債から生じる為替	132	
	スクに対するヘッ		
	の方法は、「銀行		
	ける外貨建取引等		
	処理に関する会計		
	「監査上の取扱い」		
I	公認会計士協会業		
1	查委員会報告第25		
	規定する繰延へッ		
ジによ	っております。		
ヘッ	ジ有効性評価の方		
法につ	いては、外貨建金		
銭債権	債務等の為替変動		
リスク	を減殺する目的で		
行う通	貨スワップ取引及		
	関連スワップ取引		
	ッジ手段とし、ヘ		
	象である外貨建金		
	債務等に見合うへ		
	段の外貨ポジショ		
	額が存在すること		
	することによりへ		
	有効性を評価して		
おりま	-		
	、外貨建有価証券		
l	以外)の為替変動		
リスク	7をヘッジするた		
め、事	前にヘッジ対象と		
なる外	貨建有価証券の銘		
柄を特	定し、当該外貨建		
有価証	<b>券について外貨べ</b>		
-スで	取得原価以上の直		
	が存在しているこ		
	条件に包括ヘッジ		
	時価ヘッジを適用		
	ります。		
	うなう。 子会社について		
	当ありません。		
197, 137	1075 C100		

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(10)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の 消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式に よっております。	(10)消費税等の会計処理 同左	(10)消費税等の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

# 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「適 定で減損に係る会計基準の 適別での減損に係る会計基準の 適別でである。 一個ででは、 一個ででは、 一個ででは、 一個で、 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
至 平成16年 9 月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年 3 月31日)
(外形標準課税)		(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が		律」(平成15年3月法律第9号)が
平成15年3月31日に公布され、平成		平成15年3月31日に公布され、平成
16年4月1日以後開始する連結会計		16年4月1日以後開始する連結会計
年度より法人事業税に係る課税標準		年度より法人事業税に係る課税標準
の一部が「付加価値額」及び「資本		の一部が「付加価値額」及び「資本
等の金額」に変更されることになり		等の金額」に変更されることになり
ました。これに伴い、当行及び一部		ました。これに伴い、当行及び一部
の連結子会社は、「法人事業税にお		の連結子会社は、「法人事業税にお
ける外形標準課税部分の損益計算書		ける外形標準課税部分の損益計算書
上の表示についての実務上の取扱		上の表示についての実務上の取扱
い」(企業会計基準委員会実務対応		い」(企業会計基準委員会実務対応
報告第12号)に基づき、「付加価値		報告第12号)に基づき、「付加価値
額」及び「資本等の金額」に基づき		額」及び「資本等の金額」に基づき
算定された法人事業税について、当		算定された法人事業税について、当
中間連結会計期間から中間連結損益		連結会計年度から連結損益計算書中
計算書中の「営業経費」に含めて表		の「営業経費」に含めて表示してお
示しております。		ります。
(退職給付費用)		(退職給付費用)
当行は、厚生年金基金の代行返上		当行は、厚生年金基金の代行返上
に伴い、平成16年4月に給付水準の		に伴い、平成16年4月に給付水準の
改訂及び平成16年6月に企業年金基		改訂及び平成16年6月に企業年金基
金への移行を行い、「退職給付制度		金への移行を行い、「退職給付制度
間の移行等に関する会計処理」(企		間の移行等に関する会計処理」(企
業会計基準適用指針第1号)を適用		業会計基準適用指針第1号)を適用
しております。本移行に伴う利益		しております。本移行に伴う利益
583百万円は3年で按分し、退職給		583百万円は3年で按分し、退職給
付費用に含めて計上しております。		付費用に含めて計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

1.貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は3,805百万円、延滞債権額は80,637百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金等であって、破 綻先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的とし て利息の支払を猶予した貸出金 等以外の貸出金等であります。

2.貸出金等のうち、3カ月以上 延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3.貸出金等のうち、貸出条件緩 和債権額は33,589百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金等で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権 に該当しないものであります。 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

1.貸出金及びその他資産(以下 「貸出金等」という。)のう ち、破綻先債権額は3,190百万 円、延滞債権額は60,995百万円 であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金等であって、破 綻先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的とし て利息の支払を猶予した貸出金 等以外の貸出金等であります。

2.貸出金等のうち、3カ月以上 延滞債権額は57百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金等で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

3.貸出金等のうち、貸出条件緩 和債権額は26,467百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金等で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権 に該当しないものであります。 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

1.貸出金及びその他資産(以下「貸出金等」という。)のうち、破綻先債権額は2,624百万円、延滞債権額は69,051百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金等であって、破 綻先債権及び債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的とし て利息の支払を猶予した貸出金 等以外の貸出金等であります。

2.貸出金等のうち、3カ月以上 延滞債権額は102百万円であり ます。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金等で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3.貸出金等のうち、貸出条件緩 和債権額は25,518百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金等で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権 に該当しないものであります。

# 前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

4.破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 118,031百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。

- 5.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商まが、これにより受け入れた。一方形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,670百万円であります。
- 6.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 73,481百万円 担保資産に対応する債務

預金 15,114百万円 債券貸借取引 受入担保金 13,939百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,968百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は986百万円でありま す。

7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントラインの融資実行の融資実行の融資実行の融資実行の開発を受けた場合に、契約上を受けた場合に、契約上のでででは、一定の限度額まで変が金をがいます。これらの契約に係る可以ます。これらの契約に係る可以ます。これらのもの(又前の時期に無条件で取消の時期に無条件で取消をもの)が417,477百万円あります。

#### 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

4.破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は9 0,710百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 5.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商却下形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は18,705百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 101,102百万円 担保資産に対応する債務

預金 10,455百万円 債券貸借取引 受入担保金 16,959百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,207百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は927百万円でありま す。

7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契申は、顧客からの融資実行の上規を受けた場合に、契約上を受けた場合に、違反が企業にでは、一定の限度額まで資付けることを約するを関けます。これらの契約に係る百別ます。このうち原とは、419,328を取ります。このうち原とは、419,328原刊であります。このうち原とは、419,328原刊を明問が1年以内のもの(又によりが414,688百万円あります。

#### 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

4.破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 97,295百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。

- 5.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基準を重要引として処理しております。これにより受け入れた、売まが買入外国為替はで、売り担保という方法で高力とは(再)担保という方法でもはに処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は21,576百万円であります。
- 6.担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 164,198百万円 担保資産に対応する債務

預金 16,957百万円 コールマネー 70,000百万円 債券貸借取引 受入担保金 20,696百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,502百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は973百万円でありま す

#### 前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

8.土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額18,052百万円

- 9.動産不動産の減価償却累計額
- 10. 動産不動産の圧縮記帳額

1,402百万円

59,915百万円

# 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

8.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額15,991百万円

- 9.動産不動産の減価償却累計額
- 60,156百万円 10.動産不動産の圧縮記帳額
  - 1,402百万円

#### 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

8.土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

17,530百万円

- 9.動産不動産の減価償却累計額 59,193百万円
- 10.動産不動産の圧縮記帳額

1,402百万円

	1	==					
前中間連結会計期間	ļ ,,	当中間連絡			前連結会計年度		
(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日   至 平成17年9月30日)				(自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日)		
1.その他経常費用には、貸倒引		<u>- 一ルハ</u> その他経常		,			
当金繰入額35,263百万円を含ん		金繰入額2	,5/6日刀	円を召ん	当金繰入額33,419百万円、貸出		
でおります。		らります。 Watana	/T ~ T ##	~~ 10	金償却5,025百万円及び債権売		
2 .		継続的な地			却損2,661百万円を含んでおり 		
		資額の回収			ます。		
		ことに伴い			2 .		
		て「減損損					
		こ1,792百万	り円を計	上してお			
	[	<b>ます。</b>					
	場所	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)			
	長崎県内	営業用資産 等	土地建物	84			
		遊休資産	土地建物	287			
	長崎県外	営業用資産 等	土地建物	1,383			
		遊休資産	土地建物	36			
	Ė	営業用資産	について	は、営業			
		単位(ただ					
		長所等は母					
		テっており					
		ので、母店		,			
		レーピング		して取り			
	扱:	っておりま	す。				
		また、遊休					
		マ独立した		て取り扱			
		ております					
		なお、回り					
	は、正味売却価額及び使用価値						
	によっており、正味売却価額は						
		协産鑑定評					
		しており、					
		将来キャ					
	1	8%で割り	引いて算	定してお			
	りき	<u>ます。</u>					

# (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間				前連結会計年	.度
(自 平成16年4月 至 平成16年9月		(自 平成17年4月		(自 平成16年4)	
至 平成16年9月	30日)	至 平成17年9月	30日)	至 平成17年3月	月31日)
現金及び現金同等物の	中間期末残	現金及び現金同等物の	)中間期末残	現金及び現金同等物(	の期末残高と
高と中間連結貸借対照表	に掲記され	高と中間連結貸借対照表	₹に掲記され	連結貸借対照表に掲記る	されている科
ている科目の金額との関	係	ている科目の金額との関	係	目の金額との関係	
(単作	立:百万円)	(単位:百万円)		(単	位:百万円)
平成16年9月30日現在		平成17年 9 月30日現在	E	平成17年 3 月31日現7	玍
現金預け金勘定	54,682	現金預け金勘定	71,475	現金預け金勘定	131,944
当座預け金	227	当座預け金	228	当座預け金	239
普通預け金	132	普通預け金	77	普通預け金	637
定期預け金	120	定期預け金	120	定期預け金	120
その他預け金	3	その他預け金	1	その他預け金	3
現金及び現金同等物	54,199	現金及び現金同等物	71,047	現金及び現金同等物	勿 130,944

間への配分方法については、利

息法によっております。

該当ありません。

2.オペレーティング・リース取引

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 平成17年4月1日 平成16年4月1日 (自 (自 平成16年9月30日) 平成17年9月30日) 平成17年3月31日) 至 至 (借手側) (借手側) (借手側) 1.リース物件の所有権が借主に移 1.リース物件の所有権が借主に移 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の 転すると認められるもの以外の 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、 ・リース物件の取得価額相当額、 ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 減価償却累計額相当額、減損損 減価償却累計額相当額及び年度 連結会計期間末残高相当額 失累計額相当額及び中間連結会 末残高相当額 計期間末残高相当額 取得価額相当額 取得価額相当額 取得価額相当額 動産 346百万円 動産 364百万円 動産 その他 百万円 その他 百万円 その他 合計 346百万円 合計 364百万円 合計 減価償却累計額相当額 減価償却累計額相当額 減価償却累計額相当額 52百万円 120百万円 動産 動産 動産 その他 百万円 その他 百万円 その他 合計 52百万円 合計 120百万円 合計 減損損失累計額相当額 百万円 動産 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 中間連結会計期間末残高相当額 年度末残高相当額 動産 243百万円 動産 動産 294百万円 その他 百万円 その他 百万円 その他 合計 294百万円 合計 243百万円 合計 ・未経過リース料中間連結会計期 ・未経過リース料中間連結会計期 ・未経過リース料年度末残高相当 間末残高相当額 間末残高相当額 1年内 77百万円 1年内 76百万円 1年内 1年超 1年超 1年超 227百万円 168百万円 合計 305百万円 244百万円 合計 ・リース資産減損勘定の中間連結 会計期間末残高 ・支払リース料、減価償却費相当 ・支払リース料、リース資産減損 ・支払リース料、減価償却費相当 勘定の取崩額、減価償却費相当 額及び支払利息相当額 額及び支払利息相当額 額、支払利息相当額及び減損損 支払リース料 48百万円 支払リース料 減価償却費相当額 32百万円 減価償却費相当額 70百万円 支払リース料 支払利息相当額 2百万円 41百万円 支払利息相当額 リース資産減損勘 定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 34百万円 支払利息相当額 2百万円 減損損失 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 リース期間を耐用年数とし、 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ 残存価額を零とする定額法によ 残存価額を零とする定額法によ っております。 っております。 っております。 利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の リース料総額とリース物件の リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 取得価額相当額との差額を利息 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 相当額とし、各中間連結会計期 相当額とし、各連結会計年度へ

間への配分方法については、利

息法によっております。

該当ありません。

2.オペレーティング・リース取引

417百万円

417百万円

89百万円

89百万円

328百万円

328百万円

88百万円

245百万円

334百万円

99百万円

5百万円

の配分方法については、利息法

2.オペレーティング・リース取引

によっております。

該当ありません。

百万円

百万円

百万円

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結 (自 平成17: 至 平成17:		前連結会計年度   (自 平成16年4月1日   至 平成17年3月31日)	
(貸手側)		(貸手側)		(貸手側)	
(冥」間)   1 . リース物件の所有権が借主に移		(臭」感)   1.リース物件の	所有権が借主に移	(異」例 <i> </i>   1.リース物件の所 <sup> </sup>	有権が借主に移
	られるもの以外の		られるもの以外の	転すると認めら	
ファイナンス		ファイナンス		ファイナンス・	
	取得価額、減価償		取得価額、減価償	・リース物件の取	
	以守仙贺、 <u>《</u> 《仙真》 中間連結会計期間		取侍価領、減価値 損損失累計額及び	却累計額及び年	
末残高	中间连加云引别间	中間連結会計		如系可做及U'干!	文小汉同
		中间建筑云前, 取得価額	期间不没同	取得価額	
取得価額額 動産	44 444 <b>5</b> 50	以 (中間) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	40 560五万田	取得個領 動産	40 220五下田
	41,441百万円		40,560百万円		40,330百万円
その他	4,607百万円	その他	4,480百万円	その他	4,504百万円
合計	46,049百万円	合計	45,041百万円	合計	44,835百万円
減価償却累計額		減価償却累計額		減価償却累計額	00 044
動産	23,576百万円	動産	23,163百万円	動産	22,641百万円
その他	2,816百万円	その他	,	その他	2,784百万円
合計	26,392百万円	合計	25,990百万円	合計	25,426百万円
		減損損失累計額			
		動産	百万円		
		その他	百万円		
<b>→ == /+ ∧ →  </b>	+n=n=+==	合計	百万円	左京士珍言	
中間連結会計類		中間連結会計類		年度末残高	47.000 T.T.
	17,865百万円	動産	,	動産	,
	1,791百万円		1,653百万円		1,720百万円
合計		合計		合計	19,409百万円
	料中間連結会計期		料中間連結会計期	・未経過リース料質	年度末残局相当
間末残高相当額		間末残高相当		額	
	5,545百万円	1 年内		1 年内	5,708百万円
	13,129百万円	1 年超		1 年超	12,601百万円
合計		合計		合計	18,310百万円
	、減価償却費及び	・受取リース料、減価償却費及び		・受取リース料、流	<b>減価償却費及び</b>
受取利息相当		受取利息相当		受取利息相当額	
受取リースを	料 3,402百万円	│ 受取リース∜	料 3,582百万円	受取リース料	6,941百万円
減価償却費	2,980百万円	減価償却費	3,127百万円	減価償却費	6,059百万円
受取利息相	当額 407百万円	受取利息相	当額 352百万円	受取利息相当額	額 786百万円
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の	算定方法	・利息相当額の算法	定方法
リース料総	額とリース物件の	リース料総	額とリース物件の	リース料総額	とリース物件の
取得価額との	差額を利息相当額	取得価額との	差額を利息相当額	取得価額との差額	額を利息相当額
とし、各中間連結会計期間への		とし、各中間	連結会計期間への	とし、各連結会	計年度への配分
配分方法につ	いては、利息法に	配分方法につ	いては、利息法に	方法については、	、利息法によっ
よっておりまっ	す。	よっておりまっ	<del>す</del> 。	ております。	
2.オペレーティ	ング・リース取引	2.オペレーティ	ング・リース取引	2.オペレーティン・	グ・リース取引
⇒☆少 + 13 + ++	,	⇒☆ ¼ ★ 13 ± ++	L	<b>☆☆☆!?★++</b> /	

該当ありません。

該当ありません。

# <u>前へ</u> <u>次へ</u>

該当ありません。

#### (有価証券関係)

- 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2.「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表の注記事項 「(有価証券関係)」に記載しております。

#### 前中間連結会計期間末

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	13,302	13,175	127	113	240
地方債					
短期社債					
社債	4,405	4,494	88	98	9
その他					
合計	17,707	17,669	38	212	250

- (注) 1.時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
  - 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	30,777	41,188	10,410	10,649	238
債券	383,154	387,376	4,222	4,691	468
国債	222,885	224,838	1,953	2,262	309
地方債	62,245	63,489	1,244	1,376	132
短期社債					
社債	98,023	99,048	1,025	1,052	27
その他	126,082	126,990	908	1,402	494
合計	540,014	555,555	15,541	16,743	1,202

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価 まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評 価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について0百万円、その他有価証券で時価のない株式について72百万円、合計72百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、中間連結会計期間末日における時価が30%以上下落している場合 時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	4,320
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,625
出資証券	1,329

### 当中間連結会計期間末

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	23,267	23,429	161	254	92
地方債					
短期社債					
社債	16,479	16,424	55	74	129
その他					
合計	39,747	39,853	106	328	222

- (注) 1.時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
  - 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	38,588	60,875	22,286	22,409	122
債券	450,637	452,821	2,183	3,086	902
国債	253,424	254,312	888	1,279	391
地方債	77,971	78,738	766	1,065	298
短期社債					
社債	119,241	119,770	529	741	212
その他	137,437	138,949	1,511	1,890	378
合計	626,664	652,646	25,981	27,386	1,404

- (注) 1 . 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式については該当ありませんが、その他有価証券で時価のない株式について37百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、中間連結会計期間末日における時価が30%以上下落している場合 時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	5,570
その他有価証券	
非上場株式	1,623
出資証券	1,874

<u>前へ</u> 次へ

#### 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
売買目的有価証券	1,011	1	

#### 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	13,347	13,559	212	237	25
地方債					
短期社債					
社債	4,611	4,716	105	109	4
その他					
合計	17,958	18,275	317	346	29

- (注) 1.時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	34,650	49,663	15,013	15,149	136
債券	420,987	426,551	5,564	5,629	65
国債	251,447	254,365	2,918	2,930	12
地方債	60,661	62,050	1,388	1,438	49
短期社債					
社債	108,878	110,135	1,256	1,260	3
その他	128,592	129,328	735	1,302	566
合計	584,230	605,543	21,312	22,081	768

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式については該当ありませんが、その他有価証券で時価のない株式について72百万円であります。

また、時価が「著しく下落し、回復する見込みがあると認められない」と判断するための基準は以下のとおりであります。

時価のある有価証券は、連結会計年度末日における時価が30%以上下落している場合 時価のない株式は、1株当たり純資産額が50%以上下落している場合

- 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	117,675	2,169	1,224

# 6.時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	4,920
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,661
出資証券	1,539

- 7.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。
- 8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1 年以内(百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	86,849	207,239	95,141	60,200
国債	57,345	90,015	60,152	60,200
地方債	12,139	31,353	18,557	
短期社債				
社債	17,364	85,870	16,431	
その他	15,299	63,545	15,523	
合計	102,149	270,784	110,664	60,200

<u>前へ</u> <u>次へ</u>

# (金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1.満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

# 当中間連結会計期間末

- 1.満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在) 該当ありません。

# 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
運用目的の金銭の信託	5,121	14	

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在) 該当ありません。

# (その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15,541
その他有価証券	15,541
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	6,283
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,258
( )少数株主持分相当額	6
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	9,251

# 当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	25,981
その他有価証券	25,981
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	10,504
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,477
( )少数株主持分相当額	74
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	15,402

# 前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	21,312
その他有価証券	21,312
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	8,616
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	12,696
( )少数株主持分相当額	47
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	12,648

# (デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	│金利先物   金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	1,982	56	56
	合計		56	56

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### (2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物   通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	25,302	578	578
	合計		578	578

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

# 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
7/11/1	金利オプション			
	金利先渡契約			
店頭	金利スワップ	1,458	34	34
旧娱	金利オプション			
	その他			
	合計		34	34

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物   通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	7,937	185	185
	合計		185	185

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。

前へ次へ

#### 前連結会計年度末

#### 1.取引の状況に関する事項

[取引の内容] デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予

約取引を実施しております。

[取組方針] デリバティブ取引は、主としてALM等によるリスクヘッジの目的で活

用しております。

[利用目的] 金利スワップ取引は、住宅ローン等の固定金利融資、あるいは固定金利

預金、さらには固定利付債に対する金利リスク回避のためのヘッジ取引と

して利用しております。

通貨スワップ取引は、流動性対策として外貨資金の安定調達のため利用

しております。

為替予約取引は、主に外貨建資産・負債に係る為替変動リスクを回避す

るため利用しております。

[リスクの内容] 当行の利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを

内包しております。市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ 取引において金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引において為 替変動リスクをそれぞれ有しております。また、信用リスクにつきまして は、取引企業の信用すなわち債務履行能力が劣化した場合のリスクを有し ております。これにつきましては、取引の契約先をいずれも取引所や信用 度の高い銀行及び証券会社としたうえで、常時厳格に管理しております。

[リスク管理体制] デリバティブ取引は、事前に定めたクレジットラインやポジション限度

額の範囲内で行っており、その遵守状況は常時把握管理し、定期的に経営

陣へ報告を行っております。

#### 2.取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
	売建				
HD 2166	買建				
取引所	金利オプション				
	売建				
	買建				
	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,671	1,630	47	47
	受取変動・支払固定				
店頭	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			47	47

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨先物				
	売建				
取引所	買建				
4X 217/1	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	5,632		62	62
	買建	321		6	6
店頭	通貨オプション				
冶頭	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計			55	55

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- 2.時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
- (3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。

<u>前へ</u>

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	26,452	4,633	906	31,992		31,992
(2) セグメント間の内部 経常収益	158	437	1,765	2,361	(2,361)	
計	26,611	5,070	2,671	34,354	(2,361)	31,992
経常費用	53,313	4,852	2,399	60,565	(2,367)	58,197
経常利益( は経常損失)	26,701	218	272	26,210	5	26,205

(注) 1 . 「その他の事業」は保証業等でありますが、それぞれ全セグメントの10%に満たないため一括して計上しております。 2 . 一般企業の売上高及び営業利益又は営業損失に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しております。

# 当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	27,739	4,940	858	33,538		33,538
(2) セグメント間の内部 経常収益	149	434	1,419	2,003	(2,003)	
計	27,888	5,375	2,278	35,541	(2,003)	33,538
経常費用	19,582	6,064	2,067	27,713	(2,160)	25,553
経常利益( は経常損失)	8,306	689	210	7,827	156	7,984

(注) 1 . 「その他の事業」は保証業等でありますが、それぞれ全セグメントの10%に満たないため一括して計上しております。 2 . 一般企業の売上高及び営業利益又は営業損失に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しておりま す。

#### 前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

`				-		
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	52,466	9,359	1,851	63,677		63,677
(2) セグメント間の内部 経常収益	311	887	3,008	4,206	(4,206)	
計	52,777	10,246	4,859	67,883	(4,206)	63,677
経常費用	75,188	9,895	4,535	89,619	(4,211)	85,407
経常利益( は経常損失)	22,410	351	324	21,735	5	21,730

(注) 1.「その他の事業」は保証業等でありますが、それぞれ全セグメントの10%に満たないため一括して計上しております。 2.一般企業の売上高及び営業利益又は営業損失に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益又は経常損失を記載しておりま

す。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度何れも本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

#### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間、前連結会計年度何れも国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

# (1株当たり情報)

		前	中間連結会計期間	当中間連結会計期間			前連結会計年度	
		(自	平成16年4月1日	(自	平成17年4月1日	(自	平成16年4月1日	
		至	平成16年9月30日)	至	平成17年9月30日)	至	平成17年3月31日)	
1株当たり純資産額	円		673.97		757.81		725.69	
1株当たり中間純利益 ( は1株当たり中間(当期)純損失)	円		122.20		20.26		88.32	
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円				18.32			

(注)1.1株当たり中間純利益( は1株当たり中間(当期)純損失)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の 基礎は、次のとおりであります。

		前	中間連結会計期間	当	i中間連結会計期間		前連結会計年度
		(自	平成16年4月1日	(自	平成17年4月1日	(自	平成16年4月1日
		至	平成16年9月30日)	至	平成17年9月30日)	至	平成17年3月31日)
1株当たり中間純利益							
( は1株当たり中間(当期)純	損失) 						
中間純利益	百万円		19,411		3,252		14,027
( は中間(当期)純損失)					-,		,
普通株主に帰属しない金額	百万円						
うち利益処分による役員 賞与金	百万円						
普通株式に係る中間純利益 ( は普通株式に係る中間(当期)純損失)	百万円		19,411		3,252		14,027
普通株式の(中間)期中平 均株式数	千株		158,850		160,487		158,814
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益							
中間(当期)純利益調整額	百万円				7		
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円				7		
普通株式増加数	千株				17,427		
うち転換社債型 新株予約権付社債	千株				17,159		
うち自己株式取得方式に よるストックオプション	千株				267		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要						よン予約の回株予式・方プ6	自 $3$ (2,089 年 大 大 の を の の の の の の の の の の の の の

<sup>2.</sup>なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、前中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が 計上されているので、記載しておりません。

#### (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 (自 平成16年9月30日) 平成17年9月30日) 平成17年3月31日) (新株予約権の発行) 平成17年6月28日開催の定時株主 平成17年11月14日開催の取締役会 総会において、当行の取締役及び従 業員に対し、商法第280条ノ20及び の決議に基づき、第2回新株予約権 証券を、以下の内容にて発行いたし 商法第280条ノ21の規定に基づき、 ました。 ストックオプションとして新株予約 (1) 銘柄 権の発行の決議を行っております。 株式会社十八銀行第2回新株予 新株予約権発行の要領 約権証券 (1) 新株予約権の割当を受ける者 (2) 新株予約権の発行日 当行の取締役、従業員に対し割 平成17年11月18日 当を行う。 (3) 新株予約権の発行数 (2) 新株予約権の目的たる株式の種 2,280個 (新株予約権1個につ 類及び数 き1,000株) 当行普通株式240万株を上限と (4) 新株予約権の発行価額 する。 無償で発行するものとする。 (3) 発行する新株予約権の総数 2,400個を上限とする。(新株予 (5) 新株予約権の目的たる株式の種 約権1個当たりの目的たる株式の 類及び数 当行普通株式 2,280,000株 数は、1,000株とする。) (6) 新株予約権の行使に際しての払 (4) 新株予約権の発行価額 込価額 無償で発行するものとする。 (5) 新株予約権の行使に際して払込 1株当たり701円 新株予約権発行日後に、時価を みをすべき額 下回る価額で新株の発行(商法第 新株予約権の行使に際して払込 みをすべき1株当たりの金額(以 280条丿20、商法第280条丿21及び 商法第341条ノ13の規定に基づく 下「払込金額」という。)は、新 新株予約権の行使の場合を含まな 株予約権を発行する日の前月の各 い。)または自己株式の処分を行 日(取引が成立していない日を除 く。)の東京証券取引所における う場合は、次の算式により行使価 額は調整され、調整により生ずる 当行普通株式の普通取引の終値の 1円未満の端数は切り上げる。 平均値に1.05を乗じた価額とし、 これにより生じた1円未満の端数 株式数 はこれを切り上げる。ただし、そ 株式数 + 新規発行前の1株当 の価額が、新株予約権発行日の終 調整後 調整前 たりの時価 行使価額 <sup>\*</sup> 行使価額 <sup>\*</sup> 既発行株式数 + 新規発行株式数 上記算式において、「既発行株 値(終値がない場合は、その日に 先立つ直近日における終値)を下 回る場合は、新株予約権発行日の 式数」とは当行の発行済株式総数 から当行が保有する自己株式を控 終値とする。 新株予約権発行日後に、時価を 除した数とし、自己株式の処分を 行う場合には、「新規発行株式 下回る価額で新株の発行(転換社 数」を「処分する自己株式数」に 債の転換、商法第280条ノ20及び 読み替えるものとする。 商法第280条ノ21の規定に基づく なお、新株予約権発行後、当行 新株予約権の行使の場合を含まな が株式分割または株式併合を行う い。)または自己株式の処分を行 う場合は、次の算式により行使価 場合、行使価額は、当該株式の分 割または併合の比率に応じ比例的 額は調整され、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。 に調整されるものとし、調整によ 新規発行 × リ払込金 株式数 × り生ずる1円未満の端数は切り上 株式数 げるものとする。 既発行 + 新規発行前の 1 株当 たりの時価 (7) 新株予約権の行使により発行す 調整後 = 調整前 たりの時価 行使価額 × 既発行株式数 + 新規発行株式数 る株式の発行価額の総額 上記算式において、「既発行株 1,598,280,000円 (8) 新株予約権の行使期間 式数」とは当行の発行済株式総数 平成19年7月1日から平成22年 から当行が保有する自己株式を控 除した数とし、自己株式の処分を 6月30日 行う場合には、「新規発行株式 (9) 新株予約権の行使の条件 数」を「処分する自己株式数」に 新株予約権の割当を受けた者 (以下、「新株予約権者」とい 読み替えるものとする。 う)は、当行取締役または従業 なお、新株予約権発行後、当行 員の地位を失った後も、権利行 が株式分割または株式併合を行う 使を可能とする。 場合、行使価額は、当該株式の分 割または併合の比率に応じ比例的

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 平成16年4月1日 平成16年9月30日) 平成17年9月30日) 平成17年3月31日) 新株予約権の第三者への譲渡、 に調整されるものとし、調整によ 質入れその他の一切の処分は認 り生ずる1円未満の端数は切り上 めないものとする。 げるものとする。 (6) 新株予約権の権利行使期間 新株予約権者が死亡した場合に は相続人の権利行使は認めない 平成19年7月1日から平成22年 ものとする。 6月30日までとする。 その他の条件については、当行 (7) 新株予約権の行使の条件 第230期定時株主総会及び平成 新株予約権の割当を受けた者 17年11月14日開催の当行取締役 は、当行取締役または従業員の 会の決議に基づき、当行と新株 地位を失った後も、権利行使を 予約権者との間で締結する新株 可能とする。 予約権割当契約書に定めるとこ 新株予約権の第三者への譲渡、 質入れその他の一切の処分は認 ろによる。 (10) 新株予約権の行使により株券 めないものとする。 新株予約権の割当を受けた者が を発行する場合の当該株券の 発行価額のうち資本組入額 死亡した場合には相続人の権利 1株当たり351円 行使は認めないものとする。 (11) 新株予約権の譲渡に関する事 その他の条件は第230期定時株 主総会及びその後の取締役会決 陌 新株予約権の譲渡について 議に基づき、当行と新株予約権 は、当行取締役会の承認を要す の割当対象者との間で締結する るものとする。 契約に定めるところによるもの (12) 申込の勧誘の相手方の人数及 とする。 びその内訳 当行取締役、従業員合計 1,598名 (新株予約権付社債の繰上償還) 平成14年12月20日発行の株式会社 十八銀行130%コールオプション条 項付第3回無担保転換社債型新株予 約権付社債(転換社債型新株予約権 付社債間限定同順位特約付)につき まして、管理委託契約証書第1条 (9)(八)(130%コールオプション条 項)に基づく権利が当行に生じてお りました。 平成17年11月25日開催の当行取締 役会において、当該権利を行使し、 本社債の平成17年12月27日の残存額 全部を下記のとおり繰上償還するこ とを決議いたしました。 (1)繰上償還する銘柄 株式会社十八銀行130%コール オプション条項付第3回無担保転 換社債型新株予約権付社債(転換 社債型新株予約権付社債間限定同 順位特約付) (2)繰上償還対象総額(額面) 6,398百万円 (平成17年11月22日現在) (3)繰上償還期日 平成17年12月27日 (4)繰上償還金額 額面100円につき金100円 (5)行使請求最終日 平成17年12月26日 (6)償還のための資金調達の方法 自己資金 (7) 社債の減少による支払利息の減 少見込額 9百万円(平成17年11月22日現在)

(2) 【その他】 該当ありません。

# 2 【中間財務諸表等】

# (1) 【中間財務諸表】

# 【中間貸借対照表】

		前中間会計期		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年原 の要約貸借対 (平成17年3月	照表 二
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		54,505	2.55	71,315	3.26	131,279	5.79
コールローン		40,299	1.89	2,094	0.09	2,953	0.13
買入金銭債権		45	0.00	47	0.00	47	0.00
商品有価証券		439	0.02	573	0.03	1,011	0.04
金銭の信託		8,237	0.39	5,730	0.26	5,121	0.23
有価証券	1,7	580,232	27.15	701,003	32.03	631,210	27.86
貸出金	2,3, 4,5,6, 8	1,418,117	66.35	1,361,678	62.21	1,450,651	64.03
外国為替	6	840	0.04	577	0.03	688	0.03
その他資産		13,373	0.63	8,692	0.40	9,901	0.44
動産不動産	7,9, 10,11	52,037	2.43	48,582	2.22	50,791	2.24
繰延税金資産		25,519	1.19	21,752	0.99	25,515	1.13
支払承諾見返		18,261	0.85	17,680	0.81	17,858	0.79
貸倒引当金		74,573	3.49	50,994	2.33	61,377	2.71
資産の部合計		2,137,338	100.00	2,188,732	100.00	2,265,652	100.00

		前中間会計期		当中間会計期		前事業年原 の要約貸借対 (平成17年3月	照表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,854,353	86.76	1,901,071	86.86	1,894,842	83.63
譲渡性預金		74,485	3.49	55,156	2.52	55,031	2.43
コールマネー	7	19,169	0.90	28,871	1.32	101,475	4.48
債券貸借取引受入担保金	7	13,939	0.65	16,959	0.77	34,531	1.53
借用金		6,455	0.30	6,467	0.30	6,582	0.29
外国為替		12	0.00	10	0.00	33	0.00
新株予約権付社債		8,509	0.40	8,316	0.38	8,374	0.37
その他負債		14,215	0.67	12,583	0.57	11,005	0.49
退職給付引当金		12,499	0.58	11,392	0.52	12,050	0.53
再評価に係る繰延税金負債	11	9,418	0.44	8,624	0.39	9,149	0.40
支払承諾		18,261	0.85	17,680	0.81	17,858	0.79
負債の部合計		2,031,319	95.04	2,067,131	94.44	2,150,934	94.94
(資本の部)							
資本金		22,886	1.07	22,886	1.05	22,886	1.01
資本剰余金		18,499	0.87	18,497	0.85	18,504	0.82
資本準備金		18,402		18,402		18,402	
その他資本剰余金		97		94		102	
利益剰余金		48,741	2.28	58,305	2.66	54,127	2.39
利益準備金		7,531		7,531		7,531	
任意積立金		58,294		44,294		58,294	
中間未処分利益 ( は中間(当期)未処理損失)		17,084		6,479		11,698	
土地再評価差額金	11	13,876	0.65	12,706	0.58	13,480	0.59
その他有価証券評価差額金		9,251	0.43	15,398	0.70	12,645	0.56
自己株式		7,236	0.34	6,193	0.28	6,926	0.31
資本の部合計		106,018	4.96	121,601	5.56	114,718	5.06
負債及び資本の部合計		2,137,338	100.00	2,188,732	100.00	2,265,652	100.00

# 【中間損益計算書】

		前中間会計期		当中間会計期		前事業年月 の要約損益計	算書
		(自 平成16年4 至 平成16年9		(自 平成17年4 至 平成17年9		(自 平成16年4 至 平成17年3	月 1 日 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		26,611	100.00	27,888	100.00	52,777	100.00
資金運用収益		21,380		20,647		42,262	
(うち貸出金利息)		(17,186)		(16,188)		(33,958)	
(うち有価証券利息配当金)		(4,182)		(4,415)		(8,261)	
役務取引等収益		3,347		3,443		6,753	
その他業務収益		484		212		693	
その他経常収益		1,398		3,584		3,068	
経常費用		53,313	200.34	19,582	70.22	75,188	142.46
資金調達費用		1,377		1,557		2,910	
(うち預金利息)		(439)		(447)		(878)	
役務取引等費用		1,332		1,417		2,680	
その他業務費用		883		311		1,292	
営業経費	1	14,006		13,711		27,362	
その他経常費用	2	35,713		2,584	l	40,942	
経常利益 ( は経常損失)		26,701	100.34	8,306	29.78	22,410	42.46
特別利益		206	0.78	211	0.76	3	0.00
特別損失	3	338	1.27	1,903	6.82	1,074	2.03
税引前中間純利益 ( は税引前中間(当期)純損失)		26,833	100.83	6,615	23.72	23,481	44.49
法人税、住民税及び事業税		716	2.69	1,442	5.17	1,251	2.37
法人税等調整額		8,099	30.43	1,369	4.91	10,668	20.21
中間純利益 ( は中間(当期)純損失)		19,450	73.09	3,803	13.64	14,064	26.65
前期繰越利益		2,093		1,902		2,093	
土地再評価差額金取崩額		272		773		669	
中間配当額						396	
中間未処分利益 ( は中間(当期)未処理損失)		17,084		6,479		11,698	

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 . 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、 時価法(売却原価は移動平 均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 期では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(1) 同左	(1) 明ないでは、できないではないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないではないでは、できないでは、できないできないでは、できないではないではないではないではないではないではないできないではないできないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは
	(2) 有価証券運用を主目的 とする単独運用の金銭の 信託において信託財産と して運用されている有価 証券の評価は、時価法に より行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 . デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法により行ってお ります。	同左	同左
4 . 固定資産の減価償 却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法 を採用し、年間減価償却 費見積額を期間により按 分し計上しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物:5年~50年 動産:3年~20年	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法 を採用しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物:5年~50年 動産:3年~20年
	自社利用のソフトウェ アについては、行内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法により償 却しております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会 (自 平成17年 至 平成17年
5 . 引当金の計上基準	(1) かにし、にも先権に総債か込可のす総経大者うての証をち上外去の貸貸で則て破経で」及あ先権ら額能残。の営き(。は処に控、しののは当当償次ま特総債うれ務いい保保額計、にに認総係権能回、とりに期金金却のす別の務。と者うての証を上現な陥め懸る額見収そ認まつ間第3、り、破るいそ債とつ担び込をた況綻と確にのではいました。清事者)同(。は処に控し在いるら念債か込可のめすいにはより、より、ののののののののののののののののののののののののののののののののの	(1) めにし、にし「係の下うて記後の証を上現な陥め懸る額見収そ認力貸貸て則て破経て破る状「。は載の処に控し在いるら念債か込可のめた倒倒いりお産営い綻債況実)、さ帳分よ除てはが可れ先権ら額能残る引引る、り、破る先権に質に以れ簿可るしお経、能る」に、及見額額引当償次ま特綻る、及あ破るで、額見いぞは破後がしているのでは、まなのでは、日本の正本のでは、日本のでは

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

倒実績から算出した貸倒

実績率等に基づき計上し

ております。

なお、当中間会計期間 から償却・引当基準にお ける貸倒引当金の見積り 方法を一部変更しており ます.

破綻懸念先に係る債権 のうち未保全部分が一定 額以上の大口債務者につ いては、未保全額からキ ャッシュ・フローにより 回収可能な部分を除いた 残額の全額を引当計上し ております。

要注意先のうち要管理

#### 計期間 年4月1日 年9月30日)

金は、予め定 却・引当基準 のとおり計上

別清算等法的 の事実が発生 責務者(以下 という。)に びそれと同等 る債務者(以 綻先」とい る債権につい のなお書きに ハる直接減額 額から、担保 見込額及び保 収可能見込額 その残額を計 ます。また、 破綻の状況に 後経営破綻に が大きいと認 務者(「破綻 いう。)に係 ハては、債権 保の処分可能 保証による回 額を控除し、 うち、必要と 計上しており ます。上記以外の債権に ついては、過去の一定期 間における貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に 基づき計上しておりま

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は15,578百万円でありま す。

#### 前事業年度 平成16年4月1日 (自 平成17年3月31日)

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上 しております。

破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破 綻 懸 念 先」と い う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のう ち、必要と認める額を計 上しております。上記以 外の債権については、過 去の一定期間における貸 倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき計上し ております。

すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。

なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は10,566百万円でありま す。

_	**	V/ DD A HDDD	** = 11/ 5- 5-
	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	先に係る債権について		また、当事業年度から
	は、倒産確率を用いる方		償却・引当基準における
	法から貸倒実績率を用い		貸倒引当金の見積り方法
	る方法へ変更して引当計		を一部変更しておりま
	上しております。		す。
	この変更により貸倒引		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	当金は、従来の方法によ		のうち未保全部分が一定
	った場合に比べ26,600百		額以上の大口債務者につ
	万円増加しております。		いては、未保全額からキー
			ヤッシュ・フローにより
			回収可能な部分を除いた
			残額の全額を引当計上し
			ております。
			要注意先のうち要管理
			先に係る債権について
			は、倒産確率を用いる方
			法から貸倒実績率を用い
			る方法へ変更して引当計
			上しております。
			この変更により貸倒引
			当金は、従来の方法によ
			った場合に比べ25,600百
			万円増加しております。
	(2) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金
	退職給付引当金は、従	同左	退職給付引当金は、従
	業員の退職給付に備える		業員の退職給付に備える
	ため、当事業年度末にお		ため、当事業年度末にお
	ける退職給付債務及び年		ける退職給付債務及び年
	金資産の見込額に基づ		金資産の見込額に基づ
	き、当中間会計期間末に		き、必要額を計上してお
	おいて発生していると認		ります。また、過去勤務
	められる額を計上してお		債務及び数理計算上の差
	ります。また、過去勤務		異の費用処理方法は以下
	債務及び数理計算上の差		のとおりであります。
	異の費用処理方法は以下		のこのりであります。 過去勤務債務:
	のとおりであります。		
	過去勤務債務:		その発生年度の従業   員の平均残存勤務期間
	その発生年度の従業		77 1 37213 2333731 3
	員の平均残存勤務期間		内の一定の年数(3
	内の一定の年数(3		年)による定額法によ
	年)による定額法によ		り損益処理
	り損益処理		数理計算上の差異:
	数理計算上の差異:		各発生年度の従業員
	各発生年度の従業員		の平均残存勤務期間内
	の平均残存勤務期間内		の一定の年数(10年)に
	の一定の年数(10年)に		よる定額法により按分
	よる定額法により按分		した額を、それぞれ発
	した額を、それぞれ発		生の翌事業年度から費
	生の翌事業年度から費		用処理
	用処理		

	,		
	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(自 平成16年4月1日	至 1730日 (1730日) 1730日 (1730日) 1730日 (1730日) 1730日 (1730日) 1730日 (1730年)	(自 平成16年4月1日
		(企業会計審議会平成10 年 6 月16日)の一部が改	
		基準適用指針第7号平成 17年3月16日)を適用 し、当中間期から未認識 年金資産を過去勤務債務 又は数理計算上の差異と に合理的に区分して費用 の減額処理の対象としる おります。これによる退 職給付引当金等への影響	
6 . 外貨建て資産及び 負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債につ いては、中間決算日の為 替相場による円換算額を 付しております。	額は僅少であります。 同左	外貨建資産・負債につ いては、決算日の為替相 場による円換算額を付し ております。
7.リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が 借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	<b>前中間会計期間</b>
(自	平成16年4月1日
`至	平成16年9月30日)

#### 当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

#### 前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

#### 8.ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じ る金利リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業 における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監查委員 会報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の方 法については、相場変動を 相殺するヘッジについて、 ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を一定 の(残存)期間毎にグルー ピングのうえ特定し評価し ております。また、キャッ シュ・フローを固定するへ ッジについては、ヘッジ対 象とヘッジ手段の金利変動 要素の相関関係の検証によ り有効性の評価をしており ます。

また、当中間会計期間末 の中間貸借対照表に計上し ている繰延ヘッジ損益のう ち、「銀行業における金融 商品会計基準適用に関する 当面の会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告 第15号)を適用して実施し ておりました多数の貸出 金・預金等から生じる金利 リスクをデリバティブ取引 を用いて総体で管理する従 来の「マクロヘッジ」に基 づく繰延ヘッジ損益は、 「マクロヘッジ」で指定し たそれぞれのヘッジ手段の 残存期間・想定元本金額に 応じ平成15年度から7年間 にわたって、資金調達費用 又は資金運用収益として期 間配分しております。

なお、当中間会計期間末 における「マクロヘッジ」 に基づく繰延ヘッジ損失は 1,581百万円、繰延ヘッジ 利益は61百万円でありま す。

(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じ る金利リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業 における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の方 法については、相場変動を 相殺するヘッジについて、 ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を一定 の(残存)期間毎にグルー ピングのうえ特定し評価し ております。また、キャッ シュ・フローを固定するへ ッジについては、ヘッジ対 象とヘッジ手段の金利変動 要素の相関関係の検証によ り有効性の評価をしており ます。

また、当中間会計期間末 の中間貸借対照表に計上し ている繰延ヘッジ損益のう ち、「銀行業における金融 商品会計基準適用に関する 当面の会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告 第15号)を適用して実施し ておりました多数の貸出 金・預金等から生じる金利 リスクをデリバティブ取引 を用いて総体で管理する従 来の「マクロヘッジ」に基 づく繰延ヘッジ損益は、 「マクロヘッジ」で指定し たそれぞれのヘッジ手段の 残存期間・想定元本金額に 応じ平成15年度から7年間 にわたって、資金調達費用 又は資金運用収益として期 間配分しております。

なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は931百万円、繰延ヘッジ利益は37百万円であります。

(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じ る金利リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行業 における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっておりま す。ヘッジ有効性評価の方 法については、相場変動を 相殺するヘッジについて、 ヘッジ対象となる預金・貸 出金等とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を一定 の(残存)期間毎にグルー ピングのうえ特定し評価し ております。また、キャッ シュ・フローを固定するへ ッジについては、ヘッジ対 象とヘッジ手段の金利変動 要素の相関関係の検証によ り有効性の評価をしており ます。

また、当事業年度末の貸 借対照表に計上している繰 延ヘッジ損益のうち、「銀 行業における金融商品会計 基準適用に関する当面の会 計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第15号) を適用して実施しておりま した多数の貸出金・預金等 から生じる金利リスクをデ リバティブ取引を用いて総 体で管理する従来の「マク ロヘッジ」に基づく繰延へ ッジ損益は、「マクロヘッ ジ」で指定したそれぞれの ヘッジ手段の残存期間・想 定元本金額に応じ平成15年 度から7年間にわたって、 資金調達費用又は資金運用 収益として期間配分してお ります。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,248百万円、繰延ヘッジ利益は48百万円であります。

			1
	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日)
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年 9 月30日)	至 平成17年3月31日)
	(口)為替変動リスク・	(口)為替変動リスク・	(口)為替変動リスク・
	ヘッジ	ヘッジ	ヘッジ
	外貨建金融資産・負債か	同左	同左
	ら生じる為替変動リスクに		
	対するヘッジ会計の方法		
	は、「銀行業における外貨		
	建取引等の会計処理に関す		
	る会計上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協会		
	業種別監査委員会報告第25		
	号)に規定する繰延ヘッジ		
	I		
	によっております。		
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金銭		
	債権債務等の為替変動リス		
	クを減殺する目的で行う通		
	貨スワップ取引及び資金関		
	連スワップ取引等をヘッジ		
	手段とし、ヘッジ対象であ		
	る外貨建金銭債権債務等に		
	見合うヘッジ手段の外貨ポ		
	│ ジション相当額が存在する		
	ことを確認することにより		
	ヘッジの有効性を評価して		
	おります。		
	また、外貨建その他有価		
	証券(債券以外)の為替変		
	動リスクをヘッジするた		
	め、事前にヘッジ対象とな		
	る外貨建有価証券の銘柄を		
	特定し、当該外貨建有価証		
	券について外貨ベースで取		
	得原価以上の直先負債が存		
	在していること等を条件に		
	包括ヘッジとして時価ヘッ		
	ジを適用しております。		
9.消費税等の会計処	消費税及び地方消費税	 同左	消費税及び地方消費税
理	(以下、消費税等とい		(以下、消費税等とい
<sup>년</sup>	一う。)の会計処理は、税抜		う。)の会計処理は、税抜
	方式によっております。た		方式によっております。た
	だし、動産不動産に係る控		ガムによってのりよす。だ     だし、動産不動産に係る控
	たひ、動産不動産にほる症   除対象外消費税等は当中間		除対象外消費税等は当事業
			陈刈家が府員祝寺は当事来     年度の費用に計上しており
	おります。		ます。

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業等計 審議会平成14年8月9日))及びの適 定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業 会計基準適用指 行り及びの適 第一個 15年10月31日)を 時間が 15年10月31日)を 時間が 15年10月31日)を 時間が 15年10月31日 15日間に 15日に 15日間に	

# 追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日   至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)	ш такт годоод,	(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が		律」(平成15年3月法律第9号)が
平成15年3月31日に公布され、平成		平成15年3月31日に公布され、平成
16年4月1日以後開始する事業年度		16年4月1日以後開始する事業年度
より法人事業税に係る課税標準の一		より法人事業税に係る課税標準の一
部が「付加価値額」及び「資本等の		部が「付加価値額」及び「資本等の
金額」に変更されることになりまし		金額」に変更されることになりまし
た。これに伴い、「法人事業税にお		た。これに伴い、「法人事業税にお
ける外形標準課税部分の損益計算書		ける外形標準課税部分の損益計算書
上の表示についての実務上の取扱		上の表示についての実務上の取扱
い」(企業会計基準委員会実務対応		い」(企業会計基準委員会実務対応
報告第12号)に基づき、「付加価値		報告第12号)に基づき、「付加価値
額」及び「資本等の金額」に基づき		額」及び「資本等の金額」に基づき
算定された法人事業税について、当 中間会計期間から中間損益計算書中		算定された法人事業税について、当   事業年度から損益計算書中の「営業
中间云前期间から中间摂血前昇音中   の「営業経費」に含めて表示してお		事業年度から損益計算音中の「旨業   経費」に含めて表示しております。
ります。		経真」に占めて衣がしてのりより。 
(退職給付費用)		  (退職給付費用)
当行は、厚生年金基金の代行返上		当行は、厚生年金基金の代行返上
に伴い、平成16年4月に給付水準の		に伴い、平成16年4月に給付水準の
改訂及び平成16年6月に企業年金基		改訂及び平成16年6月に企業年金基
金への移行を行い、「退職給付制度		金への移行を行い、「退職給付制度
間の移行等に関する会計処理」(企		間の移行等に関する会計処理」(企
業会計基準適用指針第1号)を適用		業会計基準適用指針第1号)を適用
しております。本移行に伴う利益		しております。本移行に伴う利益
583百万円は3年で按分し、退職給		583百万円は3年で按分し、退職給
付費用に含めて計上しております。		付費用に含めて計上しております。

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)

# 1 . 子会社の株式総額

30百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

2.貸出金のうち、破綻先債権額 は2,569百万円、延滞債権額は 78,408百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は33,589百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。 当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

# 1 . 子会社の株式総額

30百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

2.貸出金のうち、破綻先債権額 は1,646百万円、延滞債権額は5 9,415百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は57百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は26,467百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。 前事業年度末 (平成17年3月31日)

# 1 . 子会社の株式総額

30百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

2.貸出金のうち、破綻先債権額 は1,678百万円、延滞債権額は 67,043百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

3.貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は102百万円でありま す。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は25,518百万円でありま す

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。 前中間会計期間末 (平成16年9月30日)

5.破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 114,566百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲 げた債権額は、貸倒引当金控除 前の金額であります。

- 6 . 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別と (日本公認会計士協会業種別当として処理しております。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,670百万円であります。
- 7 . 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 73,481百万円 担保資産に対応する債務

預金 15,114百万円 債券貸借取引 受入担保金 13,939百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券38,968百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は928百万円でありま す。

8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契申は、顧客からの融資実行の規定を受けた場合に、契約しまを受けた場合に、契約を受けた場合にで違反が資ができた。これらの契約に係る百分はす。これらの契約に係る百分に表す。このうちの関間が1年以内のもの(可能が1年以内のもの(可能が18の)が381,076百万円あります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

5.破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は8 7,586百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6 . 手形割引は、「銀行業における金融計算に、「銀行業に関係を計算をできる会計上及び監査上の取種別のでは、日本公認会計立協会業基づのでは、日本公認会計立のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「日本
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 101,102百万円 担保資産に対応する債務

預金 10,455百万円 債券貸借取引 受入担保金 16,959百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券40,207百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は870百万円でありま す。

8.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契付は、顧客からの融資実行の規定を受けた場合に、契約上の規定を受けた場合に、契約上で、大学にの限度額まで資料であります。これらの契約に係る可ります。これらの契約に係る可ります。このうちの関間が1年以内のもの(又可能が1年以内のもの)が379,744百万円ありま。

前事業年度末 (平成17年3月31日)

5.破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 94,341百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別立 査委員会報告第24号)に基準を金融取引として処理しております。これにより受け入れた売りによりであれて表が買入外国為替は、大の調査を表しておりますが、その額面金額は21,576百万円であります。
- 7.担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 164,198百万円 担保資産に対応する債務

預金 16,957百万円 コールマネー 70,000百万円 債券貸借取引 受入担保金 20,696百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券36,502百万円を差し入れております。

## 前中間会計期間末 (平成16年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- 9.動産不動産の減価償却累計額 34,751百万円
- 10.動産不動産の圧縮記帳額

1,402百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)

11.土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額にいては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 8条第3頃に定める

同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

## 当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- 9.動産不動産の減価償却累計額 35,163百万円
- 10.動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)

11.土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に公 いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

再評価の方法

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法上の路線価等に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

## 前事業年度末 (平成17年3月31日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- 9.動産不動産の減価償却累計額 34,838百万円
- 10.動産不動産の圧縮記帳額 1,402百万円

(当事業年度圧縮記帳額

百万円)

11.土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額にの いては、当該評価差額に係る繰延 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公布政 令第119号)第2条第4号に定め る地価税法上の路線価等に基づ いて、奥行価格補正等合理的な 調整を行って算出。

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年 3 月31日)
同法律第10条に定める再評価	同法律第10条に定める再評価	同法律第10条に定める再評価
を行った事業用土地の当中間会	を行った事業用土地の当中間会	を行った事業用土地の当事業年
計期間末における時価の合計額	計期間末における時価の合計額	度末における時価の合計額と当
と当該事業用土地の再評価後の	と当該事業用土地の再評価後の	該事業用土地の再評価後の帳簿
帳簿価額の合計額との差額	帳簿価額の合計額との差額	価額の合計額との差額
18,010百万円	15,945百万円	17,488百万円

(中間損益計算書関係)		
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1.減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 998百万円 その他 327百万円 2.その他経常費用には、貸倒引当金繰入額35,060百万円を含んでおります。 3.	1. 派のとおりでは、	1.減価償却実施額は下記のとおりであります。建物・動産 2,154百万円 その他 667百万円 2.その他経常費用には、貸倒引当金繰入額32,796百万円及び債権売却損2,626百万円を含んでおります。 3.

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産 3,338百万円 その他 699百万円 合計 4,038百万円

減価償却累計額相当額

動産 986百万円 その他 202百万円 合計 1,189百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 2,352百万円 その他 496百万円 合計 2,848百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

> 1 年内 764百万円 1 年超 2,145百万円 合計 2,909百万円

・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額

支払リース料 465百万円 減価償却費相当額 398百万円 支払利息相当額 52百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。
- 2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額 取得価額相当額

動産 3,078百万円 その他 688百万円 合計 3,767百万円

減価償却累計額相当額

動産 1,311百万円 その他 309百万円 合計 1,621百万円

減損損失累計額相当額

動産百万円その他百万円合計百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 1,767百万円 その他 378百万円 合計 2,146百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

> 1 年内 736百万円 1 年超 1,474百万円 合計 2,210百万円

・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高

百万円

・支払リース料、リース資産減損 勘定の取崩額、減価償却費相当 額、支払利息相当額及び減損損 失

> 支払リース料 436百万円 リース資産減損勘

定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 379百万円 支払利息相当額 40百万円 減損損失 百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。

前事業年度 平成16年4月1日

(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
  - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額

#### 取得価額相当額

動産 3,193百万円 その他 689百万円 合計 3,883百万円 減価償却累計額相当額

動産 1,138百万円 その他 261百万円 合計 1,399百万円

#### 期末残高相当額

動産2,054百万円その他428百万円合計2,483百万円

・未経過リース料期末残高相当額 1年内 741百万円 1年超 1,805百万円 合計 2,547百万円

・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額

支払リース料 926百万円 減価償却費相当額 792百万円 支払利息相当額 99百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 平成16年4月1日 平成16年9月30日) 平成17年9月30日) 平成17年3月31日) (新株予約権の発行) 平成17年6月28日開催の定時株主 平成17年11月14日開催の取締役会 総会において、当行の取締役及び従 の決議に基づき、第2回新株予約権 業員に対し、商法第280条ノ20及び 証券を、以下の内容にて発行いたし 商法第280条ノ21の規定に基づき、 ストックオプションとして新株予約 ました。 (1) 銘柄 権の発行の決議を行っております。 株式会社十八銀行第2回新株予 1 新株予約権発行の要領 (1) 新株予約権の割当を受ける者 約権証券 (2) 新株予約権の発行日 当行の取締役、従業員に対し割 平成17年11月18日 当を行う。 (2) 新株予約権の目的たる株式の種 (3) 新株予約権の発行数 2,280個(新株予約権1個につ 類及び数 き1,000株) 当行普通株式240万株を上限と する。 (4) 新株予約権の発行価額 無償で発行するものとする。 (3) 発行する新株予約権の総数 (5) 新株予約権の目的たる株式の種 2,400個を上限とする。(新株予 類及び数 約権1個当たりの目的たる株式の 当行普通株式 2,280,000株 数は、1,000株とする。) (4) 新株予約権の発行価額 (6) 新株予約権の行使に際しての払 無償で発行するものとする。 込価額 1株当たり701円 (5) 新株予約権の行使に際して払込 新株予約権発行日後に、時価を みをすべき額 下回る価額で新株の発行(商法第 新株予約権の行使に際して払込 280条ノ20、商法第280条ノ21及び みをすべき1株当たりの金額(以 下「払込金額」という。)は、新 商法第341条ノ13の規定に基づく 新株予約権の行使の場合を含まな 株予約権を発行する日の前月の各 い。)または自己株式の処分を行 日(取引が成立していない日を除 う場合は、次の算式により行使価 く。)の東京証券取引所における 当行普通株式の普通取引の終値の 額は調整され、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。 平均値に1.05を乗じた価額とし、 これにより生じた1円未満の端数 新規発行 × り払込金 株式数 × 55 はこれを切り上げる。ただし、そ 既発行 株式数 + 新規発行前の1株当 の価額が、新株予約権発行日の終 値(終値がない場合は、その日に 「既発行株 先立つ直近日における終値)を下 上記算式において、 式数」とは当行の発行済株式総数 回る場合は、新株予約権発行日の 終値とする。 から当行が保有する自己株式を控 新株予約権発行日後に、時価を 除した数とし、自己株式の処分を 行う場合には、「新規発行株式 下回る価額で新株の発行(転換社 数」を「処分する自己株式数」に 債の転換、商法第280条ノ20及び 読み替えるものとする。 商法第280条ノ21の規定に基づく なお、新株予約権発行後、当行 新株予約権の行使の場合を含まな が株式分割または株式併合を行う い。)または自己株式の処分を行 場合、行使価額は、当該株式の分 う場合は、次の算式により行使価 割または併合の比率に応じ比例的 額は調整され、調整により生ずる に調整されるものとし、調整によ 1円未満の端数は切り上げる。 新規発行 1株当た 株式数 × り払込金 り生ずる1円未満の端数は切り上 株式数 げるものとする。 株式数 + 新規発行前の1株当 (7) 新株予約権の行使により発行す る株式の発行価額の総額 1,598,280,000円 上記算式において、「既発行株 (8) 新株予約権の行使期間 式数」とは当行の発行済株式総数 平成19年7月1日から平成22年 から当行が保有する自己株式を控 6月30日 除した数とし、自己株式の処分を 行う場合には、「新規発行株式 (9) 新株予約権の行使の条件 数」を「処分する自己株式数」に 新株予約権の割当を受けた者 (以下、「新株予約権者」とい 読み替えるものとする。 う)は、当行取締役または従業 なお、新株予約権発行後、当行 員の地位を失った後も、権利行 が株式分割または株式併合を行う 使を可能とする。 場合、行使価額は、当該株式の分 割または併合の比率に応じ比例的

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日) 新株予約権の第三者への譲渡、	│ 至 平成17年3月31日) │ に調整されるものとし、調整によ
	新株子約権の第三省への譲渡、   質入れその他の一切の処分は認	り生ずる1円未満の端数は切り上
	めないものとする。	げるものとする。
	新株予約権者が死亡した場合に	(6) 新株予約権の権利行使期間
	は相続人の権利行使は認めない   ものとする。	平成19年7月1日から平成22年 6月30日までとする。
	その他の条件については、当行	07300000000000000000000000000000000000
	第230期定時株主総会及び平成	新株予約権の割当を受けた者
	17年11月14日開催の当行取締役   会の決議に基づき、当行と新株	は、当行取締役または従業員の 地位を失った後も、権利行使を
	予約権者との間で締結する新株	可能とする。
	予約権割当契約書に定めるとこ	新株予約権の第三者への譲渡、
	│ ろによる。 │(10) 新株予約権の行使により株券	質入れその他の一切の処分は認   めないものとする。
	を発行する場合の当該株券の	新株予約権の割当を受けた者が
	発行価額のうち資本組入額	死亡した場合には相続人の権利
	│ 1 株当たり351円 │(11) 新株予約権の譲渡に関する事	行使は認めないものとする。   その他の条件は第230期定時株
	(川) 新休予約惟の議及に関する事   項	その他の景性は第230期足時休日 主総会及びその後の取締役会決
	新株予約権の譲渡について	議に基づき、当行と新株予約権
	は、当行取締役会の承認を要す	の割当対象者との間で締結する
	│ るものとする。 │(12) 申込の勧誘の相手方の人数及	契約に定めるところによるもの とする。
	びその内訳	
	当行取締役、従業員合計 1,598名	
	(新株予約権付社債の繰上償還)   平成14年12月20日発行の株式会社	
	十八銀行130%コールオプション条	
	項付第3回無担保転換社債型新株予	
	│約権付社債(転換社債型新株予約権 │付社債間限定同順位特約付)につき	
	まして、管理委託契約証書第1条	
	(9)(八)(130%コールオプション条	
	│項)に基づく権利が当行に生じてお │りました。	
	平成17年11月25日開催の当行取締	
	役会において、当該権利を行使し、	
	本社債の平成17年12月27日の残存額 全部を下記のとおり繰上償還するこ	
	とを決議いたしました。	
	(1)繰上償還する銘柄	
	トリイン 株式会社十八銀行130% コール オプション条項付第3回無担保転	
	換社債型新株予約権付社債(転換	
	社債型新株予約権付社債間限定同	
	順位特約付)  (2)繰上償還対象総額(額面)	
	(2)除工價級对象総額(額面)   6,398百万円	
	(平成17年11月22日現在)	
	(3)繰上償還期日   平成17年12月27日	
	一一一	
	額面100円につき金100円	
	(5)行使請求最終日   平成17年12月26日	
	一一元 17 年 12 月 20 日   (6) 償還のための資金調達の方法	
	自己資金	
	(7)社債の減少による支払利息の減   少見込額	
	ク兄込韻   9百万円(平成17年11月22日現在)	
	,	

## (2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成17年11月14日開催の取締役会において、第231期の中間配当につき次のとおり決議しました。 中間配当金額 402百万円

1株当たりの中間配当金

2 円50銭

# 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1	) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 自 平成16年4月 (第230期) 至 平成17年3月		平成17年6月29日 関東財務局長に提出
(2	) 有価証券報告書の 訂正報告書	平成17年6月29日提出の有価 報告書に係る訂正報告書であ す。		平成17年7月15日 関東財務局長に提出
(3	) 自己株券買付状況 報告書			平成17年4月8日 平成17年5月11日 平成17年6月8日 平成17年7月6日 関東財務局長に提出
(4	) 自己株券買付状況 報告書の訂正報告書	平成17年4月8日提出の自己 買付状況報告書に係る訂正報 であります。		平成17年6月8日 関東財務局長に提出
(5	<ul><li>) 自己株券買付状況 報告書の訂正報告書</li></ul>	平成17年 5 月11日提出の自己 買付状況報告書に係る訂正報 であります。		平成17年6月8日 関東財務局長に提出
(6	)臨時報告書	企業内容等の開示に関する内令第19条第2項第2号の2(ックオプションとしての新株権の発行)の規定に基づく臨告書であります。	スト 予約	平成17年11月14日 関東財務局長に提出
(7	7) 臨時報告書の 訂正報告書	平成17年11月14日提出の臨時 書に係る訂正報告書であります		平成17年11月18日 関東財務局長に提出

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

平成16年12月21日

株式会社十八銀行 取締役会 御中

## あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	久	松	清	彦
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	林	田	幸	親
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	Щ	元	太	志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成17年12月21日

株式会社十八銀行 取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 久 松 清 彦 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 林 田 幸 親 業務執行社員 指定社員 公認会計士 元 太 志 Ш 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、この会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成16年12月21日

株式会社十八銀行 取締役会 御中

## あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	久	松	清	彦
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	林	田	幸	親
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	Щ	元	太	志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第230期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成17年12月21日

株式会社十八銀行 取締役会 御中

## あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	久	松	清	彦
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	林	田	幸	親
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	山	元	太	志

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社十八銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第231期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社十八銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、この会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。